

衆議院通信委員會會議錄第四号

平成五年二月二十二日(月曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 龜井 久興君

理事 川崎 二郎君

理事 坂井 隆憲君

理事 松浦 昭君

理事 大木 正吾君

理事 赤城 徳彦君

理事 小林 興起君

理事 谷垣 禎一君

理事 原田 義昭君

理事 森 英介君

理事 阿部 未喜男君

理事 田中 昭一君

理事 山下 八洲夫君

理事 鳥居 一雄君

理事 中井 治君

出席國務大臣

郵政大臣 小泉純一郎君

出席政府委員

郵政大臣官房長 五十嵐三津雄君

郵政省郵務局長 上野 寿隆君

郵政省貯金局長 山口 憲美君

郵政省簡易保険局長 江川 晃正君

郵政省通信政策局長 松野 春樹君

郵政省電氣通信局長 白井 太君

郵政省放送行政局長 木下 昌浩君

委員外の出席者

参事(日本放送協会会長) 川口 幹夫君

参事(日本放送協会) 川口 幹夫君

参事(日本放送協会) 川口 幹夫君

参事(日本放送協会) 川口 幹夫君

参事(日本放送協会) 川口 幹夫君

参事(日本放送協会) 川口 幹夫君

参事(日本放送協会) 川口 幹夫君

参事(日本放送協会) 川口 幹夫君

参事(日本放送協会) 堀井 良殷君
参事(日本民間放送連盟会長) 桑田弘一郎君
参事(日本民間放送連盟専務理事) 松澤 經人君
参事(日本民間放送連盟専務理事) 松澤 經人君
通信委員會調査室長 丸山 一敏君

委員の異動

二月二十二日

辞任

松岡 利勝君

田並 胤明君

同日

辞任

山本 拓君

田中 昭一君

補欠選任

山本 拓君

田中 昭一君

同日

補欠選任

山本 拓君

田中 昭一君

二月十九日

電氣通信基盤充實臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(予)

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案(内閣提出第二七号)

通信行政に関する件(郵政行政の基本施策)

○龜井委員長 これより會議を開きます。

通信行政に関する件について調査を進めます。本日は、参考人として日本放送協会会長川口幹夫君、日本放送協会理事堀井良殷君及び日本民間放送連盟会長桑田弘一郎君、日本民間放送連盟専務理事松澤經人君に御出席を願っております。この際、参考人に申し上げます。本日は、御多用中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

参考人からの御意見は委員からの質疑に答えをいただくという方法で行い、参考人は委員長に許可を得て発言を願ひ、委員に対しては質疑ができないこととなっておりますので、そのように御了解を願ひます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松浦昭君。

○松浦(昭)委員 私は、去る十七日当委員会において行われました小泉郵政大臣の所信表明に関連いたしました二、三お尋ねをいたしたいと思うわけでございます。また、本日は、ただいま委員長がおっしゃいましたように、NHKの川口会長、それに日本民間放送連盟から桑田会長にお出ましを願ひまして、まことにありがとうございます。言葉は余り好きではありませんけれども、いわゆるやらせ問題につきまして集中して審議をさせていたいただきたいと思う次第でございます。とにかく御両所まことに御苦労までございました。ありがとうございます。

実は、二月三日の朝日新聞の朝刊を読みましてまことに驚きたえませんでした。それによりまして、昨年九月から十二月にかけましてNHKの総合放送で放送されました「NHKスペシャル奥ヒマラヤ 禁断の王国・ムスタン」という番組があったわけでございますが、元氣なスタッフが高山病の演技をさせたり、岩を揺すって流砂現象をつくったり、あるいは雨ごいを少年に金を払ってやらせをしたというようなことがありまして、実はその撮影中に雨が降ったことがあったということが報ぜられております。また、この番組に関連して、関連団体が自動車会社から報酬を受け取ったという問題が指摘されているのであります。そもそも報道の真実につきましてはいろいろデリケートな問題がございます。国会議員の先生の中には、正しい発言をしながら、あらかじめプロットが定まっている一部の発言のみがピックアップされて、番組全体としては自分の発言や考えとは大分違つて似ても似つかぬ番組となつていたといったような体験をお持ちの方も大勢いらっしゃると思つたわけでございます。

かく申す私も、この種の問題は憲法に保障された表現の自由と関連する重大な問題であり、かつリベラルに運用すべきであると思つておるわけでございますが、しかし、昭和五十八年から五十九年にかけて四連年連続不作の後を受けて食糧庁をお預かりいたしました者といまして、本日にマスコミに對しましては難しい対応をいたしましたことは鮮明な記憶として残つておる次第でございます。すなわち、当該米穀年度の主食の需給が苦しいけれども何とかなると私が言えは言うほど、マスコミには需給操作が危ないと言われまして、その点で、それが買ひだめを誘発してましてますます需給が逼迫するという悪循環をもたらし、大変苦労した思い出があるものであります。しかし、このたびのやらせ問題はこれとは全く異なつており、ある意味ではよりプリミティブな問題だといふふうに考えられます。今述べた事柄は、米の需給の見通しに係る判断が前提となつておりまして、需給操作ができないという判断をなさる向きにはそのように申さることが自由とも受けとられるわけでございますが、このたびのようには全く違った事実をあらわしたように、またそれ

を実現するためにやらせまでするということになりますと、さすがの私もNHKのそのような放送につきましてシヨックを禁じ得ないわけであります。

正直に申しまして、私はNHKさんのファンの一人でございますし、また常時見ております。そして、「NHKスペシャル」はファンの私にとりまして最も有用な番組だというふうに思われるだけに、その驚きは一層強いものがありました。まず第一に、NHKは公共放送として放送法に規定されておるわけでございます。そして全国あまねく豊かでよい放送番組を提供する責務があると言わなければなりません。また第二に、NHKが視聴率によって左右されないで良質な放送を実施できるように、受信料制度によりましてその財政を保障されているものと理解しているわけであります。それだけに、このたびのいわゆるやらせ番組というものは許しがたいという気持ちに駆られてしまふわけでございます。本件は、公共放送としてのNHKに対する国民の信頼を裏切るものと言わざるを得ないのであります。

本日は川口会長にもおいでを願っているのですが、すけれども、NHKでは、二月二日に、既に「テレマップ」等の中でこうした事実を認めておられ、遺憾の意を表しておられると同時に、また、中村副会長を中心にムスタン取材緊急調査委員会を発足させまして、さらに十七日には、この調査結果に基づきまして責任を明確にするともに、その責任者を処分するというNHK始まって以来の発表を行ったと聞いております。

こういったことが対策として甚だ迅速に行われた点は了とするものでありますが、通信委員会に所属する私たちといたしましては、どうしても将来においてこのようなことがあつてはならないという立場から、その再発防止の観点に立ちまして、川口会長のこの種の問題に対する御態度あるいは対応策をお伺いしたいと思うわけでありすなわち、一つは、今回の調査委員会における

調査結果の概略とNHK会長として今回の事態をどのように認識しておられるか、お伺いをしたい。また二つ目は、本件に対しては長年にわたるNHKの体質などの構造的な問題に起因すると考えられますが、問題は、将来に向けてどのような対応策を講じていくかにあります。その再発防止策をあわせてお伺いしたいと思ひます。

○川口参考人 NHKを代表しまして、まず、今回の事件について国民の信頼を裏切つてしまったこと並びに当委員会の先生方にも多大の御心配、御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。今回の件につきましてこれまでの経過を申し上げます。

私も、今回の事件の重大性を深刻に受けとめまして、二月二日、ムスタン取材緊急調査委員会を設置いたしました。ムスタン取材に関するさまざまな問題につきまして、ネパールあるいはインドで現地調査を実施するとともに、関係者から事情を聞きまして、真相の究明と責任の所在あるいは再発防止策をどうするか、そういうことを重点にいたしまして集中的な調査検討を行いました。そして今先生がおっしゃったように二月十七日、現時点での取りまとめを行いました。

その結果、二月四日に放送で訂正とおわびをいたしました。雨が三カ月以上一滴も降っていないというコメントとか、あるいは落石、流砂のシーンなど六カ所のほか、小学校でのヤギの解剖の授業、老人の王への直訴などの場面に誤解を招く表現があつた、あるいは取材、制作手法や放送内容に適切でない点や事実と異なる部分があつたことが改めて判明いたしました。また、オオカミ輸入の事実関係、あるいはメディアミックスの事実関係、編集編の制作過程等につきましても、問題とすべき点があつたことが明らかにいたしました。

こうした事態を招いた原因としては、まず一つは、制作者個人のドキュメンタリーへの思い込みと、それから過信があつたこと、そして番組制作過程の管理、責任体制においてチェック機能が十分でなかったこと、そして社会人としてのモラルに欠けるところがあつたこと、さらにメディアミックスに関する職員の理解が不徹底であつたということも認識しております。

それで、この件についてNHK会長としてどのような認識をしているかということについて申し上げます。

テレビ放送が始まったのは昭和二十八年であります。ところが、ちょうど四十年になりました。この間に視聴者の皆様の信頼をいただきまして、それによってNHKは支えられてまいりました。その四十年のところでこのような事態を引き起こしましたことは、まことに残念であり、申しわけない。私も心からおわびをしたいと思ひます。テレビの大きな進歩の陰で、私も番組制作者一人一人に思ひ上がりとかあるいは甘えとかそういった気持ちになつたか、また、視聴率あるいは効率至上主義というふうな考えに陥つていなかったらどうか、謙虚に反省をいたしまして、これからはすべて改めていきたいと思つております。

また、今回、多数の視聴者の方やあるいは関係者の皆さんから厳しい御指摘あるいは御意見をいただきました。それらの御指摘、御意見にこたえて、NHKに対する信頼を回復するために、私以下職員一同心を凝らして努力をしていく所存でございます。

今後の問題点を申し上げます。これは、大きく分けて三つの点があるかと思ひます。

まず、一人一人の職業倫理の確立、そして取材、制作チームの自律的なチェック機能の強化ということをやりたいと思ひます。さらに、こういう職員を育てていく研修の過程で、こういう番組制作者の倫理観を確立するというのもまた必要であらうかと思ひます。

そして、番組の事前審査の徹底をやりたいと思ひます。さらには、このチェックは後の方で果たすものではなくて、番組をつくるに当たつての事前のチェックということも非常に大事な面があるうと思ひますので、これを徹底したいと思ひま

す。さらにこのためには、放送現場の倫理に関する委員会といった名称のものを今つくろうと思つております。

さらには、民間放送連盟の方々とも御相談を申し上げて、放送事業者としてこういう問題にどう対応するか、ただいま民放連会長ともお話し合いを進めているところでございます。

さらに、メディアミックスにつきましては、番組制作との区別を徹底するために、協業推進委員会によるチェック機能の強化とか、あるいはメディアミックスをやる関連番組の事前検証を徹底的にやる、そして関連団体はこのことを徹底させまして、節度のあるメディアミックスについて、私どもの経営方針の徹底ということを図つてまいらうと思つております。

以上のようなことが、今回の事件の経過として私どもがこれまで考えた対応策でございます。○松浦(昭)委員 どうもありがとうございます。

再発防止の件が最も重要な点であると思つておりますけれども、ただいま会長がちょっとお触れになりました、放送界全体として話し合いを進めていきたい、私非常に重要なことだと思つております。もう少し詳しくその点をお話しをいただけないでしょうか。

○川口参考人 当然のことですが、日本の放送界は、民間放送とNHK、公共放送との二つに分かれております。これが相助け、相競争しながら今日の放送時代を形成してきているわけでございすけれども、今回のような問題が起こつたことについては、私はまずNHKの体制を確立したい。ただ、これだけではやはり足りないもので、放送の仕事に当たる者全体が民間放送の方々と一緒になつてこういう問題について考える場とか、あるいはそういうものに対する再発防止の機能等をつくらなければいけないのではないかと。まずNHKのみならずを正し、みずからきちんと確立をするということをやります。それで、同時に民間放送の方々と、そういう意味では同じ放送の仲

間でありまして、何とかこれを横につなげて一つの方策を考えた方がいい、こう考えておるわけでございます。

○松浦(昭)委員 どうもありがとうございます。

ただいまのお話でおおむねわかったわけですが、今後ぜひこういうことがないよう、そしてまた信頼をもつてみんなが見ているわけでございますから、そういう信頼にこたえてNHKがしつかりやっつけられることを心から切望する次第でございます。

その次に、桑田会長にお尋ねをいたしたいと思うわけですが、いわゆるやらせと言われている番組制作は、民放の制作においても行われていると聞いておるのでございます。

すなわち、昨年七月に放送された朝日放送制作の「素敵にドキュメント」という放送番組におきましては、スタッフの知人やモデルが演じた場面を真実と偽って放送するという事件が発生しております。さらには十一月に放送された読売テレビ制作の「どーなるスコープ」という番組があったそうでございますが、そこにおいて看護婦として出席した二十名程度の人がおったそうでありますが、実は一人も看護婦はいなかったというように聞こえておるわけでございます。

この事件が起きたのは記憶に新しいところでありまして、民間放送番組といえども公共的使命を負ったものでありまして、それに我々税制の調査会でも随分議論をしたのでありますが、御案内のように、その公共性に着目して我々は事業税の減免等も行っておるわけでございますから、ひとつこの点の措置などを十分にお考えいただきまして、公共放送としての自覚を高めていただきたいわけでございます。

すなわち、これら一連のいわゆるやらせ等の問題は大きな社会問題となりますし、放送番組に対する国民の信頼を揺るがせることになっております。放送法は、放送番組に対して放送事業者の自律律を基本といたしましてその対応策を図って

いるのでありますが、このような事態が続くことになりますと、放送事業者による自浄作用というものにやはり疑問を抱かざるを得ないということになってまいります。

そこで、民間放送連盟桑田会長に対してお伺いをいたしますけれども、民放連の会長として一連の問題をどのように認識しておられるのか。あるいは、各放送事業者はどのような仕事、どのような措置、この中には関係者の処分も入っていると思いますが、それをとつたのであるか。また、民放連及び各放送事業者はどのような再発の防止措置をとつておられるのか。ひとつお伺いをしておきたいと思っております。

○桑田(泰)人 今御指摘のございましたように、昨年の大阪の朝日放送、読売テレビで生じた問題は大変残念のきわみでございます。国民共有の電波を預かるという立場にある我々としては、大変申しわけなく存じております。民放は公共の使命を担っているということはもちろんでございますが、同時に、四十間の国民視聴者にとつて大変親しめる放送としてその信頼と親近感を培ってきたと自負しておりますが、それがこのようなことで視聴者の信頼を損ない期待を裏切つたことはまことに申しわけなく存じております。とりわけ、やらせというよりも虚偽の内容があったということとは論外でございます。弁解の余地がないと存じます。

私は、昨年の秋田で開かれました民間放送の全国大会でも、この旨を特に厳しく受けとめて、今後二度とないよう強調したのでございますが、残念ながらまたその後起こりまして、本当に悔しい思いでございます。しかし、今後こういうことがないように、各局におきましても、また民放連全体といたしましても、組織としての管理面のあり方、その他可能な限りの対策を講じておりまして、例えば民放連の会長直屬にございます放送基準審議会の諮問機関として番組調査会を設置するなど、民放連としても対策を講じておりまし

て、その番組調査会からも先月いろいろな貴重な御意見、御忠告、指摘を受けたばかりのところでございます。私どもはそれに沿ひまして、その忠告、御指摘に沿ひまして、速やかなる具体的な対応策を講じているところでございます。

また、NHKの今回の問題に際しまして、私どもテレビ放送を行う者という基本的な立場、共通の立場から、やはりこの問題も共通の問題として厳しく受けとめ、川口会長とも私連絡をとりまして、NHKと民放連との間で何らかの協議機関を設け、有効な対策を講じたいと存じまして、今NHKと民放連と双方で話し合いの窓口を設けまして検討を急いでいるところでございます。

○松浦(昭)委員 ぜひ国民の信頼にこたえるべく立派な放送にしたいといたしたいというふうにお願いをいたすわけでございます。

最後に、郵政省に關して一言御質問をいたします。

郵政省は、今まで述べてまいりましたように、放送法を預かる監督官庁といたしまして、いわゆるやらせ問題についてどのような処置、処分を行つてきたか。それからまた、NHKの今回のやらせの問題につきましてもどのように処分をするのか、その点についてお話をいただきたいと思ひます。

○木下(昌)政府委員 ただいま御指摘のございました民放の問題につきましても、昨年相次いで二件ほど続いて事実でない報道を行つたということ、大きな社会問題にもなり、郵政省としては極めて遺憾な事態だというふうな考えまして、関係の放送事業者に対して必要な注意、指導等を行つたところでございます。

まず、朝日放送と読売放送、二社に対しては郵政大臣名による文書により厳重注意を行いました。それからまた、放送法及び番組基準の遵守、あるいは外部に制作委託した番組のチェック体制の確立等の再発防止への取り組みを要請しました。それから、それについての措置を報告を要請いたしております。

それから、それぞれこの制作した放送事業者だけではなくて、その番組の提供を受けた放送した事業者に対しまして、所管の電気通信監理局長名による文書によつて、厳重注意を行うとともに再発防止への取り組みを要請いたしております。

それから、後で出てまいりました読売テレビ放送の際には、短期間のうちに引き続き不祥事が発生したということにかなりみましまして、テレビジョン放送を行っている民放全社に対して注意喚起をいたしました。

同時にまた、民放連に対して、放送行政局長名による文書により、放送法、番組基準の遵守の徹底と、それから、外部に制作委託をした番組のチェック体制のあり方の研究をしていただくように、そういった再発防止への取り組みとその報告を要請をいたしましたところでございます。

それから、二点目のお尋ねの「NHKスペシャル」の番組の問題につきましても、NHKにおける調査委員会の調査検討結果の報告を受けております。郵政省としましては、まずNHKのこの調査検討結果の報告によります、この番組について事実と異なる部分、それから適切でない点があったこと、それからNHK関連団体の営業行為に關しましてNHKの番組制作業務の範囲を逸脱したことがあったことなどが指摘されておりました。郵政省としても極めて遺憾であると考えておりますが、NHKとしましては、再発防止策等を検討しているというところでございますし、その検討の結果を踏まえて徹底を図つてほしいと考えております。郵政省といたしましては、さらにNHKの調査結果を受けて、その内容について事情を聴取している段階でございます。

いずれにいたしましても、今後、これまでのこの種の問題に対してとつてきた措置、NHKの措置してこられた措置、それから今回の問題のもたらした結果、あるいは再発防止に対するNHKの取り組み状況などを考慮いたしまして、適切に措置してまいる所存でございます。

○松浦(昭)委員 最後に、NHK及

び民放の一連のやらせ問題につきまして、行政の最高の責任者として小泉大臣がどのように認識し、また対応していくのか、お聞かせ願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○小泉国務大臣 今放送行政局長から答弁がありましたが、基本的には放送番組の編集に責任を有する放送事業者がみずから取り組んでいくものと私は理解しております。しかし、いわゆるやらせ、やらせという定義もいろいろあるようでありますが、俗にいうやらせ等の番組問題が多発しているということは極めて遺憾な状態だと私は思っております。

最も大事なことは、この再発防止策、これをしていかねばならぬ、これは間違いなく。今、放送界全体として適切に対処するため、具体的な再発防止策についてNHKと民放が連携をとりながら検討を進めるよう要請したところでありますので、今後放送事業者の真剣な努力を見守って、その効果があらわれることを期待しております。

○松浦昭委員 じゃ、ありがとうございます。これにて終わります。

○亀井委員 上田哲君。

○上田哲委員 今回の「NHKスペシャル」問題は、実はNHKにとつてここ数年来心配されてきた深刻な事態がついに、噴出した事例です。私はここで、NHKの信頼回復を切望し、今回の事件の根源に触れて、NHKの川口幹夫会長に重大な認識と決意を求めるものです。

人々は今、NHKの次のドキュメンタリー番組の予告を見て、「またやらせか」とつぶやくのです。視聴者は、これまでNHKテレビの画面を見てきました。これからは画面の裏側を見るようになったのです。きょうまでに受信料不払いの電話は一千件を超えたということです。電話の声には直接あらわれずとも、画面の裏側に深い疑念を抱かせてしまった多くの人々に、人々には見えないうNHKテレビの一番深いところで、どんな大切なものに変質してきていたのかを真剣に語らなければなりません。

そこで私は、まずこの事件の深みについて、「NHKがNHK自身にとつて最も貴重なものをみずから踏みじった事件」ととらえなければならぬと思います。これは会長の認識と一致しますか。

○川口参考人 まさに、ラジオが始まって七十年近く、テレビが始まって四十年、この間に築き上げたNHKの信頼感というものを根底から損ねてしまったような大きな事件であったと認識をしております。何よりもNHKを信頼してくださった受信者の皆さんに申しわけなかったということ、私は心からおわびをしたいと思っております。

○上田哲委員 私は、この事件が引き起こした問題点を次のようにまとめます。

第一に、「NHKスペシャル」はNHKの代表的番組です。この事件は、この番組だけでなく、NHKの放送全体への失望と疑念を引き起こしています。

第二に、「NHKスペシャル」は、公共放送NHKならではの規模、組織、財政等によつてのみ果たし得る番組領域として国民の評価に支えられていたのです。今回の事件は、公共放送のあり方そのものについて疑念を生み出しました。

第三に、NHK放送の基幹部分にまでかくも営利主義が浸透してしまっていることは、NHKの財政制度、つまりNHK存立の基盤である受信料制度の認識の再検討が求められます。

第四に、NHKの番組づくりがこのように多くの部分を外部委託しているという実情は、NHKの放送体制に根本的に無理があるのかどうかを、検証しなければなりません。

第五に、今回の問題で、NHK内部には、これが放送介入を招くのではないかと、再び暗い時代に返るのではないかと不安感がみなぎっていると聞かれます。一刻も早く信頼を回復してもらわなければなりません。

これらについて会長はどう考えますか。

○川口参考人 おっしゃられたように、この問題

がNHKに及ぼした深刻な状況というものを私はよく認識しております。

今後の問題点は、なぜこれが起こったのか、どのような形でこういうことが起こってきたのか、ということをもっと徹底的に検証するところから始めます。そして、その幾つかにやはり直接的あるいは間接的な原因があったというところをみずから認めたいと思います。そして、今後放送というものが皆さんの信頼を回復するためには、これまであった幾つかの点を見直し、あるいは流れとしてそうとらざるを得なかったところをもう一遍きちんと検証をして、新しいNHKの再建に向かって全力を尽くさなければいけない、このように思っております。

○上田哲委員 そこで私は、きょうは二つの点に絞って問題の本質をたどります。

突然この問題が報道されて、国民は驚いたのです。二つの驚き。

その第一は、NHKの番組づくりには、実はこれを商品として「売る」という目的が含まれていたのであるという驚きです。

NHKに提出を求めた資料によると、「ムスタン」の制作費は、トータルコストとして六千八百九十三万円を設定、このうち直接制作費が四千六百六十五万円。この内訳は、NHK分が三千九百二十万円、NHKクリエイティブへの委託分が七百四十五万円、このほか人件費千四百七十一万円、施設使用料七百五十七万円となっております。

実は、この番組に関連して、アドバンス基礎額といつて、外部からの収入が二千万円見込まれていました。二千万円の内訳は、写真集や週刊誌への資料提供で十二社から二百万円、日産自動車から販売促進ビデオの制作で千八百万円となつています。このうち三百万円はクリエイティブへ手数料、千七百万円がNHK本体に収入として入ります。外部企業への契約販売代金が直接制作費の半額近くも予定されているのは、番組づくりは純粋になれません。この現状こそが、事件を引き起こしたのだと私は思います。

メディアミックスは外部からの収入金を関連団体を通してから、放送法には触れませんが、番組制作現場への影響は同じことです。

売れなければならぬために、NHKでも視聴率優先の基準が持ち込まれるようになりまし。会長は、この現状とこの仕組みをどう思いますか。

○川口参考人 今回の問題で、メディアミックスについて多くの誤解を招きました。その点については、NHKの番組制作と関連団体のメディアミックス事業の区分を明確にしなければいけないと思ひます。そして、関連団体の事業展開を節度を持って行うということを徹底させていきたいと考えております。

私、おとしの七月三十一日に会長に就任したとき、直ちに関連団体にも呼びかけまして、節度のある関連事業の実施をやつてほしい、さらには、アドバンスという形でもって呼ばれておりました一種の副次収入の還元というものをできるだけ抑える、そんなに無理をしなくてもいい、きちんとした節度のある関連事業の展開の中でメディアミックスとして入ってくるものを我々はよしとするのであつて、過重な、過度なものを要求はしないといふことを実は申し上げたわけ。そして、この副次収入のNHKの全収入に占める割合はわずかでありまし。将来とも受信料にかわり得る財源になるという可能性はないと考えております。

しかしそれではなぜメディアミックスをやるかといふことについて一言申し上げまし。NHKが多年にわたり蓄積してきた番組や技術などを社会に還元するといふことととも、保有資産を有効に活用して副次収入を確保することは、少しでも受信料の負担を軽減する意味からは重要なことではないかといふふうに考えております。

また、番組制作にかかわる経費は、年度当初に予算化をいたしまして、メディアミックスの有無にかかわらず決めておりまして、番組制作費とメディアミックスの権利料は直接的には関係ござい

ません。メディアミックスの権利料というのは、特許権の使用料や放送テキストの権利料などと同じように副次収入として納入されるものでありまして、番組制作費に直接充当するようなことはしておりません。

しかし、NHKの生命である放送番組が、メディアミックスにより商業主義に傾斜しているのではないか、そういう疑念を持たれたことについて、率直に反省をいたしております。メディアミックスについては今後再点検を行いまして、今日のメディアミックス像をもう一遍再構築をしたいと思っております。

以上でございます。

○上田(哲)委員 このままでは、その疑念は晴れません。

放送は文化でなければなりません。受信料で賄われるNHKには、放送が商品でないことが最も純粋に求められています。それがNHKの存立理由です。それなのに、問題は今、営利が文化をむしろばんでいっていることです。

では、NHKはいつからこのような営利主義に変わったのか。

放送法を改正してNHKが外部に出資できるようにしたのは一九八二年ですが、その後数年間には目立った動きがないのです。NHKがこのように明確に商業主義路線に方針転換したのは、次の放送法改正で出資対象をさらに広げた八八年、まさにその一九八八年からです。

一九八六年十一月、住友銀行の磯田一郎氏が経営委員長となって、八八年七月三日、三井物産元会長の池田芳蔵氏をNHK会長に任命したところからの方針大転換です。

磯田氏は、NHKに営業主義を確立するためにと、まるで自分の会社の社長を決めるように、学生時代の友人の池田氏を推薦したのだと多くの人はいふかりました。池田会長は、三百億円の副次収入を上げよと鞭を飛ばしました。

当時、NHK内部でこんな風聞が流れていました。一九八八年七月、東京湾で潜水艦「なだしお」

の衝突事件が起きた際、NHKカメラマンが沈没した釣り船の第一富士丸の水中撮影に成功し、特だねとして会長表彰されました。表彰を受けに会長のところに行ったら、会長から開口一番、「それで何ぼもうかったか」と言われたという話です。

害者の立場なのです。公共放送NHKがそれから絞り上げるわずか一・五%の収入のために、海外での自動車レースで女性アナウンサーに協賛企業名入りのTシャツを着せたり、「NHKスペシャル電子立国」の一部を企業の広報ビデオに流用するような営利主義に傾き、放送のモラルを捨てて国民の信頼を失うことは、NHKにとって余りにも大きな損失です。

文化論がNHKの中に再確立されなければならぬことです。放送人としてのモラルと情熱だと私は思います。

再度、会長の見解を承りたい。

八九年四月、池田氏は九カ月で辞任、会長は島桂次氏となります。NHKは、この一連の時代、放送局から情報産業への転身を図ったのです。メディアミックス企業は急増、何と、みずから「ユナイテッド・ステーツ・オブ・NHK」とうたい上げたのです。NHK内では文化という言葉が情報という言葉に取りかえられました。番組への政治介入が強まり、組合運動経験者への弾圧も露骨に行われました。NHKを愛する者にとっては、今も痛恨、胸のいやさね記憶として指摘しておきます。

○川口参考人 確かに一九八八年以降そのような勢いで進んできたことを、私も認めます。

ただ、私が会長になりましたからは、そういう一つの形をこれは変えなければNHK自体が大きく曲がってしまうというふうに考えたのです。したがって私は直ちに、メディアミックスを含む関連団体の仕事のあり方についてきちんとした節度を持つように要請をし、それから、受信料体制、つまりNHKの経営財源を受信料によることとするというところ、これを大きなポイントとして決定をいたしました。そして、何よりも真実の報道とすぐれた文化の創造、この二点がNHKのなすべき最も大きなポイントであるということを押さえて、ことに職員に言いました。そしてその方向で、実はこの一年半で大分雰囲気も変わってきたと思っております。

そこへこの事件が起こってきたわけでありまして、今さらのように歴史的な事実がもたらす大きな影響というものを考えざるを得ません。これからは、私は十分そのことを認識して、前に進んでいくつもりでございます。

これは制作だけでなく営業についても同じですが、営業問題その他については後日に譲ります。

現実の問題として、今会長の言われた副次収入というところで、今、国会に提出されている一九九三年度五千五百三十六億円のNHK予算案では、受信料収入は全予算の九六・五%です。残り三・五%のうち、NHK側があんなに喧伝してきた視聴者の負担軽減のためという副次収入とは、会長、わずかに一・五%しかありません。ちなみに、私の調べでは、NHK関連企業三十社は実は決定的に赤字です。特に付言しておきますが、私は関連企業そのものの努力を否定するものではありません。関連企業は、実はNHK本体の誤った営業方針のため過度の上納金を強いられてきた被害者の立場なのです。

○上田(哲)委員 放送を愛する者の血の出るような声を聞きたいのです。この数年間NHKのたどってきた道を考えると情報産業としての巨大化を目指して余りにも象徴的な言葉であった「ユナイテッド・ステーツ・オブ・NHK」。おごりではありませんが、間違いはありませんか。NHKを変質させようとしたメディアミックスという横文字は、一体どんな文化とかかわりを持っていたのか。今、最も求められるのは、最も純粋な放送

文化論がNHKの中に再確立されなければならぬことです。放送人としてのモラルと情熱だと私は思います。

○川口参考人 これまでの調査の結果は、当然のように今先生がおっしゃったことと大きく関係があるということがわかっております。つまり、制作者個人、この場合はチーフディレクターですが、の個性の問題もあります。ただ、それだけではないところに大きな問題が存在しているというふうに私は認識をいたします。

○上田(哲)委員 第二の驚きは、NHKの番組づくりはNHK自身の自主制作だと思っていたのに、今回の「ムスタン」ほどの数千万円をかける番組に派遣されたチームでも、NHK側の制作者はチーフディレクターとカメラマンの二人だけ、あとは外部委託の制作者だったという事実です。責任ある番組づくりとは責任ある一貫制作であり、以前のNHKはきっちりそうしていたはずですが、外部委託というのは経費節約に尽きるのであって、外部委託は経費節約のすき間に責任体制の二重構造を生じます。制作チームに身分差があるから外部委託の人に高山病のうそを命じたので、委託の人も、嫌だとは言えなかったでしょう。

どう考えますか。

○川口参考人

○川口参考人

○川口参考人

○川口参考人

○川口参考人

○川口参考人

○川口参考人

○川口参考人

○川口参考人

○川口参考人

○川口参考人

○川口参考人

○川口参考人

今回のことは、インドの取材を目指してやっていたのが、向こうの政情のために急にこれが取りやめになり、慌ててムスタンの方に切りかえたという非常に慌ただしい中で、準備期間もなかったということはあったにせよ、やはり基本にそういうチームのつくり方、あるいは番組制作のポリシーを外してまでやらなければいけないようなことになってしまった、そこに大きな問題があると考えております。したがって、特に「NHKスペシャル」のような大きな番組をつくる際の事前の準備、周到な心配り、そういうものを通じて番組制作が適切な状況の中で行われるということが何よりも大事ではないか、こう思っております。

今の先生の御指摘は、私ども十分に受けとめて、今後の大きな参考にさせていただきますと思っております。

○上田(哲)委員 私は、会長の言われる問題の軸心が文化構造論でなければならぬと思うのです。NHKの緊急調査結果では、こうした事態を招いた原因は制作者個人の思い込みと過信、チェック機能の不十分さ、社会人としてのモラルの欠如、メディアミックスに対する理解の不徹底と言います。これは、私は不十分だと思えます。やはり第一原理として、文化創造への構造論だと思います。その構造が体制の中で満たされていなかった。

したがって、ここで重要な問題です。NHKの財政と人員の現状は、看板番組さえも外部から大きな資金援助を受け、外部から多くのスタッフを委託しなければ制作ができないというのがNHKのぎりぎりの実態なのかどうかという問題です。NHK放送本体のあり方として、本当にそうなのですか、そうではないのですか。ではどうすればいいのですか。肝心なところですか。しっかりと答えください。

○川口参考人 現在の関連団体を含めたいわゆる協業体制というのは、既にある時期を経過をしましてある程度根づいております。この問題について

もう一度深い検討を加え、どのような形で番組をつくっていくのか、そのやり方についてもさらに幾つかの検討点を持ちまして、それを生かしていきたいと私は思っています。

したがって、今後このようなことが起こらないために、二つのことを考えています。一つは、番組をつくる者同士でできるだけ自由な意見の交換、議論の交流というものを起こす。そして、番組をつくる者たちがみずからのあり方についてきちんとした座標軸を持ち、そしてそれがどのような影響を受信者に及ぼすのか、それを絶えず議論の中で深めてもらおうと思っております。そして、そういう文化創造の議論の中からいい番組が生まれるという雰囲気を作ります。体制的なものがあるならば、その体制を少しも方向に変えていこうと思っております。その二つのことをまず何よりも先頭に立つてきちんとやっていくつもりであります。

もう一つ、二月三日、くしくもこの「ムスタン」問題が新聞に報道されたその日でありましたが、私はNHKの今後を考えるNHK構想というものを実は考えておりました。この日が発表の日だったのであります。残念なことに、ほとんど「ムスタン」に隠れてその問題は余りクローズアップされませんでしたけれども、この「二十一世紀への展望とNHKの課題」という文書の中には、そのようなことを踏まえて幾つかの考え方を出したつもりであります。

そういう基本的にNHKのあり方を考えるというこの上にはいろいろな政策を実行していきたい。もちろんこれには多くの方々の御意見をいただき、十分にそれをそしやうとした上で計画に高めていきたい、こう考えております。

○上田(哲)委員 結論的にしっかりと伺いたいのですが、問題はやはり経営原理だと思えます。原理として一九八八年以来くつきりと方針転換をしたNHKの商業主義的膨張路線、象徴的に言えば「ユナイテッド・ステーツ・オブ・NHK」路線と

いうものから、原理としての脱却を図るのかどうかという点、そして私が具体的に挙げた経費、人員の面でNHKは自立自前の放送制作をやっていくという方向をとるのかどうか、この二点をしっかりと伺いをしておきます。

○川口参考人 既に私は何回もNHKの職員の前で、あるいはこの通信委員会でも申し上げたと思いますが、いわゆる前会長が考えましたような拡大路線をとらないということを約束をしております。

そして、それならばどうするのか。受信料に頼るといっても限度があるのじゃないかというふうな質問がすぐ出てまいりますけれども、私は現在のNHKが受信者に本当に信頼される存在になるならば、受信料体制の今後についてもそれほど心配することはないのじゃないかと思っております。

今回の事件はその信頼感を損ねた、そういう意味では非常に痛恨の一事であります。しかし、我々ができるだけ早くこの問題をきちんと説明をし、今後の対応策を考えていけば、なるべく早い時期に視聴者の信頼の回復をいただくことができるのじゃないか、そのことの上に立つて今後のNHKを築いてまいろう、そう思っております。

○上田(哲)委員 厳しいことを申し上げておりますが、今の発言で私の申し上げている二点は了解をされたと理解します。いいですね。

そこで、そもそもNHK会長がこの種の件で国会で説明しなければならぬのは好ましいことではあります。放送の自由は自主性の上にこそあります。最近郵政省が、電波法七十六条を踏まえて営業、放送停止や放送時間の制限、また電波法百四条で免許再交付の際に条件や期限をつけるなどの措置に出ることをちらつかせています。これは本来、法律的には無理ですが、今回の事件を放送介入のきっかけにしようとする意図があれば強く警告しておかなければなりません。あわせて、最近NHK予算について郵政省が長い意見書をつけるようになったことも改めるよう申し入れ

ておきます。さて、これまでの質疑を通じてNHK川口会長が述べられた新方針は、おおむねよいと思えます。

この事件をきっかけに会長人事を初め政治介入の動きについての風評をかまびすしく耳にします。会長は経営委員会に進退伺いを提出したとのこと。最近ようやく明るくなりかけた協会内では、川口会長にここで仮にも圧力などには負けず頑張ってもらいたいという声が高いと聞きます。私もそう思います。会長は勇気を持って文化としてのNHK放送を目指して奮闘してほしい。ぜひ決意を聞かせていただきたい。

○川口参考人 NHKが今後本当に信頼され、また放送事業者として視聴者に豊かな放送番組を送り続ける、そのことで私はNHKは十分受信料体制を基盤にしながら歩んでいけるというふうに思っています。その代表である私は、そのことを絶えず自分の任務として、今後も力強く歩き続けていきたいと思えます。放送の自由として、番組というものが持つ力強さ、奥の深さというものを十分に受信者の皆さんに味わっていただけたらいいな、そういうNHKにすることを誓いいたします。

○上田(哲)委員 決意をしっかりと聞き取りました。再び暗いNHKに返ることのないように、明るい川口会長が先頭に立つて言論の自由のために全力を尽くしてください。

最後に、私はNHK放送に青春の情熱を燃やした一人として心からNHK放送を愛したい。今、NHKの危機であります。私はことし国会二十五年を迎えますが、二十五年前の私の国会への立候補も言論の自由を叫ぶことが最大の動機でありました。同じ情熱の多くの人々の顔を、今ここで思い浮かべます。巨大となったNHKが巨大さにおごることなく、今回の事件を猛省をもって乗り越え、権力や金力に惑わされない文化としての高い放送を目指して奮闘されるよう全NHKに要望して、質問を終わります。

○亀井委員長 次に、阿部末喜男君。

○阿部(未)委員 大臣は二度目の入閣で、おめでとうございます。私は、まず最初に大臣に対して、就任以来の大臣の一連の言動並びに先般の所信の表明等についてお考えを承りたいと思います。

まず第一点は、三権の分立、とりわけ立法院と行政府とのかかわりについて、大臣がどうお考えになっておられるのか、承りたいと思います。

○小泉國務大臣 大要理論的な問題を提起されたわけでありませんが、立法院と行政府、相協力していかなければならないときもあるし、お互いそれぞれの方針というものを監視したり牽制したりする場合もあると思います。

しかし、立法院にしても行政府にしても、国民の信頼があつて初めて健全に機能し得るものでありますので、立法院の者も行政府の者も、常に国民の信頼を得るような行動をとっていく必要がある、そういうふうな考えでおります。

○阿部(未)委員 私は、立法院と行政府のかかわりは、憲法六十六條に規定されておる「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」これが立法院と行政府のかかわりだと思つておりますが、違いますか。

○小泉國務大臣 憲法に規定しているところ、それは正しいことだと思つております。

○阿部(未)委員 したがって、大臣のおっしゃる、立法院と行政府は互いに切磋琢磨してとか、そういう関係ではないと私は思つております。

多くの学説はありますけれども、例えば「行政法辞典」これは松村さん、山内さんの編になつておりますけれども、その中の解説にも、あるいは宮澤先生の「日本国憲法 コンメンタール篇」に於いてもいろいろ、内閣は連帯して責任を負うというところについての解説があります。一例だけ読み上げます。大体似たような解説ですけれども、宮澤さんの文を取り上げてみましょう。こうなつております。

「国会に対し……責任を負ふ」とは、内閣が行政権の行使に關し、国会または各議院によつて

批判その他のコントロールを受ける地位に置かれ、国会各議院またはその議員に対して、そうしたコントロールを実効的に行うべき各種の法的手段がみとめられてゐることを意味する。もう一つ申し上げましょうか。

国会または国会議員は、内閣の行政権の行使について、有効に批判し、これをコントロールすることが、可能ならしめられる。内閣が国会に対してかようにその批判を受ける地位に置かれてゐることが、本項にいう「内閣は……国会に対し……責任を負ふ」ということの意味である。

こういうふうな大体学者は解説をしておりますが、どうでしょうか。

○小泉國務大臣 私は、学者ではありませんので、そういう定義というのはよくわかりませんが、今説明されたことはいんじやないでしょうか。答弁になつたかならないかわかりませんが、そういう学問的な学説について、私自身、これ、なるほどと今拝聴させていただいたわけであります。

○阿部(未)委員 行政機関の長が、なるほどと拝聴したではこれは困るので、立法院と行政府とがそういうかかわりにあるということをも十分御認識をいただきますと、行政に当たつての責任も明確になつてこないと思つております。

さて、内閣は連帯して責任を負う、その内閣の中のあなたは一員、行政機関の長を仰せつかつておるわけですが、連帯した内閣と行政機関の長との関係はどうなるのでしょうか。

○小泉國務大臣 その内閣の關係の一員として行政執行に責任を持つて當たることだと思ひます。

○阿部(未)委員 これは一々申し上げなければならぬ。大要私もおつくりですけれども、内閣法の三條に「各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。」したがって、これはまさに連帯の責任ということになると思つてすけれども、国家行政組織法の中には「総理府及び各省の長は、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣とし、内閣法にいう主任

の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。」こう定められておりますから、したがつて、あなたは内閣の一員として、あなたのやつたこと、言つておることに於いてはその責めを負わなければならぬ、こう思ひますが、どうです。

○小泉國務大臣 どのような規定があるか、私、今定かに調べておりませんが、わかりませんが、私の言つたことについては政治家として責任ある態度をとつていきたいと思つております。

○阿部(未)委員 今私が伺つておるのは、政治家小泉純一郎さんではなくて、行政機関の長としてどういふことが求められ、どういふ責任があるのかというところをお伺いしておるのです。あなたは政治家と言へば何でも通ると思つてゐるかも知れぬけれども、政治家の中でも、行政を預かる行政機関の長の負う責任はおのづから別のものがあります。それをどう思ひますか。

○小泉國務大臣 行政の長として責任ある態度をとつていきたいと思つております。

○阿部(未)委員 それでは、あなたは行政機関の長として国会のコントロールを受け、国会の意思を尊重して行政の執行に当たらなければならぬと私は考えますが、あなたはどうか考えますか。

○小泉國務大臣 もちろん、あらゆることが国会の了承を得なくては遂行できませんので、そういうことではいけないと思つています。

○阿部(未)委員 それでは、あなたが国会の意思を尊重しておるかどうかという点について、具体的に一例を申し上げましょう。

平成四年の四月十五日、郵便貯金法の一部を改正する法律案が本委員会を通過いたしました。その際に附帯決議が附されました。その附帯決議の中には、「我が国の長寿社会の進展、国際化等に対応し、老人等の利子所得の非課税措置の拡充、国際ボランティア貯金の利子に対する税制措置の改善など、郵便貯金の利子に対する税制措置の改善・充実に努めること。」この決議をされておりますが、この決議は国会の意思です。その国会の意思を大臣はどう考えになりますか。

○小泉國務大臣 その問題についていろいろ議論がありまして、議論の結果、若干の引き上げが認められたわけでありまして、その決められたことに従つて行政を執行していきたい、そういうふうな考えでおります。

○阿部(未)委員 若干の引き上げが云々ではなくて、冒頭申し上げましたように、あなたが大臣に就任されて以降の一連の言動について、私は、行政機関の長として果たして妥当なのかどうかというところを質問申し上げておるのですけれども、今申し上げましたような国会決議の趣旨に従つて政府部内におきまして、郵政省と大蔵省の間で協議が続けられておりました。いわゆるマル老の取り扱いについて協議が続けられておりました。その協議の中にあなたが大臣に就任され、いきなりマル老の制度そのものにまで反対であるという意見を述べられました。

そこで問題の第一点は、憲法七十三條の法律を誠実に実行するという、これは内閣の責任があります。マル老という制度はこれは法律で定められておる制度です。これをまず忠実に実行するのが行政府の長としての責任です。内閣の職務でもあります。にもかかわらずあなたはこの法律に反対であるというふうにおつしやつたことは、立法院を侮辱するものであると私は思ひますが、あなたはどうか考えますか。

○小泉國務大臣 一つの政策の議論の過程で出てきた私の発言、言動なりが立法院を侮辱してゐるとかいうことなんです。私は、そうではなくて、一つの政策論として議論の過程でいろいろ言つたことは事実であります。しかし、そういう発言が今委員が御指摘のような形で、實際国会の決議と違つてゐるではないかと言われれば、確かに違つてゐると思ひますが、それについて国会で私に対してどう処分があるのかわかりませんが、議論の過程として言つたことでありまして、決められたことについては従ひますが、過去の議論の経過についてどういふ形でとられるかというのは立法院の方々に委任するしかないのではないかと、そう

いうふうに思っております。

○阿部(未)委員 先ほども申し上げましたが、一政治家としての意見は大臣にもたくさんあるだろうと私は思います。いろいろな意見があるだろうと思います。

しかし、私がお伺いしておるのは、行政府の長として、対立法府とのかかわりにおいてはそういう勝手なことは許されないのではないかと。大臣の職を離れたなら、それは政治家というのは何をおっしゃっていいと思うのですよ。一政治家であるけれどもあなたは行政府の長として責任を負っておられる。その行政府の長に負われる責任は、法律を忠実に実行するとか、あるいは国会の意思を尊重するというのがあなたの責任として負わされておると私は思うのです。したがって、勝手なことをおっしゃるのは国会を侮辱し、あるいは国会の意思をじゅうりんすることになる。

その辺どうお考えになりますか。

○小泉国務大臣 確かに、平成四年の附帯決議、マル老引き上げの附帯決議に対して、私は、大臣として相反することを言ったことは認めます。しかし、決められた法律は忠実に執行しなければならぬということをやっています。また、また国会の附帯決議と大臣と違つたからどうするかと言われて、私としては、その附帯決議と違つた意見を言った、後どうするかというところは、立法府の皆さんに判断をゆだねるしかないと思っております。

○阿部(未)委員 決まったことを守るのは、それは大臣でなくても守らなくてはならないのですよ。法で定められればみんな守らなければならぬ。当たり前のことです。

行政府の長として、立法府とのかかわりにおいて、決まったことは守らなくて、法律を忠実に守らなくてはならないし、国会の意思を尊重しなければならぬ立場にあるということをおっしゃっておられるかどうか、こう言っておるのです。

○小泉国務大臣 一般論からいえば、国会の意思は尊重しなければならぬと思います。

しかし、今具体的にその問題を指摘されました、そのときの国会の意思と私の大臣としての考えが違つた、これまた、そうあることではないと思ひますので、かなり珍しいことではないかと。ですから、これをやはり議論していく価値があるというならば、そうかもしれません。そこで議論していただくならば議論していただきまして、大臣の考えと国会の意思がこういう場合違つている、どうするかということ、私は立法府の皆様方にその判断をお任せするしかないと思っております。

○阿部(未)委員 私は、大臣が勝手に意見を述べ、おれの意見は国会の意思と違つたと言ふことは許されなかつたと思つておるのです。一政治家としてなら許される、先ほどから申上げておられます。しかし行政府の長としては、三権の分立の立場から、国会の意思を尊重し、国会で決まつた法律を忠実に守つていかなければならない。そういう立場にあなたがたがあることを自覚しておるか、ここが問題なんです。

○小泉国務大臣 一般論からいえば、国会の意思は尊重しなければならぬ、そういうふうには思っております。

○阿部(未)委員 それでは、先ほど申し上げましたけれども、いわゆる附帯決議という国会の意思に反対の意見を述べるといふことは、国会の意思を軽視することになると私は思うのですが、その点はどうですか。

○小泉国務大臣 今、具体的な平成四年の決議に対して私が反するようなことを言つたということについて、軽視したといふ、そうかもしれません。ですから、そのことについて、極めてまれなケースだと思ひますが、国会の意思と私の大臣としての意見が違つたわけですから、これをどう取り扱うか、それは皆さん方に任せるしかないと思ひ思つております。

○阿部(未)委員 これは、その取り扱いが皆さんにお任せするというものではないのです。憲法その他の法令によつて、行政機関の長たる者の守ら

なければならぬ点は明確に定められておるのです。守らないうあなたが間違つておるのです。皆さんに議論してもらつたという内容ではないのです。これは憲法その他の規定によつてそうなるのである、三権分立というものは、先ほどから学者の説も読み上げましたが、そうなるのである。

ただ、大臣、僕はこれはあると思うんですよ、財政上あるいは手続上いろいろな問題があつて国会の意思が行政にまさに直ちに実行できない、これはあり得るかも知れません。しかし、大臣の姿勢として、行政府が公然と立法府の決定に反対をすることになるといふことは三権分立上あり得ないのだ、そこをしっかりと踏まえてもらわないと困るのです。どうですか。

○小泉国務大臣 その平成四年のある時期での決議と昨年十二月の時期での諸般の情勢、それぞれ予算編成期あるいは税制改正期等で違つたと思ひますが、決議した時点と何カ月も経つたかかわりません、その辺の諸般の情勢を考へて、私の意見と国会決議、附帯決議の意見と違つてどうなのか、このいわゆる国会の決議に大臣は違つてはいかと言われれば、確かに違つたわけでありまして、ですから、そういうこともまれにあり得る、しかし、そういう議論を経て一つの結論が出た、その結論に従つていくというのが大臣の仕事ではないかと私は思つております。

○阿部(未)委員 まだ大臣わかつていないようですが、国会の意思は尊重しなければならぬ、法律は忠実にこれを守つていかなければならないといふのは、行政機関の長たる者の責任なんです。

大臣になる前ならば、あなたのおっしゃる一政治家ならば、それは何をおっしゃるがあなたの意見です。しかし、今、三権分立の中で、あなたは行政府の機関の長になつたのです。そのことに對する自覚がないのではないかと、それを私は繰り返して聞いておるのです。

○小泉国務大臣 一般論からいえば、国会の意思は尊重しなければならぬ、その自覚を持っております。

ます。しかし、いざ具体論に入りまして、すべてそういう意思を尊重できればいいのですが、たまにたまに違つた。ですから、そのときに私はあえて違つたことを言つたわけでありまして、これはやはりおかしいということであるならば、国会でも、そういう国会決議に反して行政の長が違つた意見を言つた、これを問題にするというのでもいいではないかと思つております。

○阿部(未)委員 問題にするかしないか、これはさつき言つたように、手続としてはいろいろその責任を問ふ手続があるのです。コントロールする手続があるのです。例えば小泉郵政大臣の不信任案を提起するとか、手段はいろいろあるのです。あるけれども、その前に、私は、行政機関の長たる者はかくなければならないというふうに定められております。そのことは自覚しております。あなたがあくまで、おれはそんなことは従えない、大臣として従わないとおっしゃるなら、まさに行政機関の長と立法府の意思が違つたわけですから、あなたを信任するわけにはまいらないかも知れません。しかし、私は、あなたをコントロールする手段として不信任案を出すとか出さないとかいう前に、あなた自身が行政機関の長としての心構えをもつとしっかりと持つてもらいたい、それを申し上げておるのです。

○小泉国務大臣 再三申し上げておりますが、一般論として、国会の意思というものは尊重しなければならぬ。たまたま、本場にたまたま違つたのです、その国会のいわゆる決議と違つたことを言つてしまつた。それは確かにおかしいと言ひばおかしと言ひばるかも知れません。国会でも問題にする価値あるかも知れません。一般論としては国会の意思を行政の長として尊重しなければならぬが、そういう具体的な問題について違つたということで、初めてのことで、どうしようかという議論を提起して、どうしようかという議論をする価値ある問題かな、そういうふう

考えております。

○阿部(未)委員 あなたがそうおっしゃるなら、いづれ公の場において議論しなければならぬでしょうけれども、責任をとる、コントロールしなければならぬかも知れませんけれども。

あなたも御承知でしょう。例えば立法院が議員立法というものをやりになりますね。議員立法ができたときに、行政府は必ずしも賛成でなくても、国会がそうお決めになったのですからこれを忠実に実行しますということをお大臣は大本会議の席上で答弁される。まさに私が申し上げておるのは、国会がそういう意思を決めた、法律をつくった、そのことに對して、この法律はおれは反對だから、意見があるから従わなくていいとか、国会の意思を尊重しなくていいとかいうふうな行政機関の長というものがあつたならば、それは三権分立が成り立たない。このところをよく反省してもらいたいと思つてゐるのです。わかりますか。

それではその次に、さつきあなたもいじくもおっしゃつた二点目に参りますが、行政の継続性について私は伺ひたいのです。

行政の継続性という言葉がよく使われますが、行政の継続性は、社会通念としては定着してゐると私は思ふのです。行政府もよく行政の継続性という言葉を使います。ただ法制上は、これは必ずしも明文は見当たりません。けれども、法律学者の間でも、行政は継続性を持たなければならぬ。もう法文読み上げませんけれども、例えば原田先生の「行政法要論」を読んでみますと、「行政と行政法」の中に「行政の総合性、継続性、合目的性を維持しつつ」という解釈がありますね。それからもう一つ、これは田中先生の「法律学全集」の中に出てくる言葉ですが、「行政は、全体として統一性を持った継続的な形式的国家活動である」というふうになつておられます。

だから、継続性というものは行政にとつては必然的なものになつてくると私は思ふのです。が、こういう行政に継続性が求められておるとい

うことについて、大臣はどう考えますか。

○小泉國務大臣 継続性を求められる、それはいいことだと思つております。

○阿部(未)委員 いい悪いではなくて、行政にはやはり継続性がなければいけないのだと思ふのですが、単にいいことで、なくても構わないということですか。

○小泉國務大臣 一般論からいへば、その行政の継続性と行政の見直しというのは逐次やつていかなければならないということだと思ふのですが、その問題もやはり、ケース・バイ・ケースじゃないかな、ケース・バイ・ケースで当たつていくべき問題かなと思つております。

○阿部(未)委員 大臣の答弁ははつきりしないから、なかなか時間がなくなつてしまつたけれども、大臣、やはり行政というものは継続性を持たなければ、国民が行政を頼つてゐるなことをするわけにいかないのですよ。大臣がかわるたびにくるくる変わつておつたら、それは国民は大変なことですよ。そこに行政の継続性が求められる。国会も行政の考えを聞きながらしていくわけですからね。法案はほとんど行政の方から出してくるんですからね。その行政が継続性がなくなれば、例えば、前の大臣はぜひマル老の枠は拡大したいということをお訴へ、立法院もそのことについて一生懸命検討してきて、もう何代もそういうことが続いている、ある日大臣がかわつた途端に、あんなものは要らないんだ、こういうふうに変つてしまつたのでは、行政の継続性が失われてしまふ。やはり行政の継続性というものを大きな柱として行政に当たる者は考えなければならぬ、軽々に行政の継続性を否定してもらつたら行政の執行に大きな混乱を来すと思うのですが、どうお考えになりますか。

○小泉國務大臣 一般論からいつてまさにそのとおりだと思ひます。そして、今回のマル老の問題も、三百万から三百五十万に引き上げられたわけでありまして、その決定には私は従つて、行政の長として執行していきたい、そういうふう

つております。

○阿部(未)委員 決定に従うのは当たり前だとお申し上げましたけれども、三百五十万に引き上げることにしても、あなたは必ずしも賛成でなかつたというふうな聞いておるのですけれども、まあその議論はおきましよう。それは決定に従うというのは当然のことですか。

もう一つ大臣に聞いておきたいのですけれども、大臣は、省益よりも国益を優先させる、こういう言葉を使つておられたようだけれども、国益と省益というのは一体どういう違いがあるのか、省益とはどういうものをいうのか、参考までに知らせてください。

○小泉國務大臣 これは、大臣としても、政治家としても、また一議員としても、一つの政治姿勢を言つたものでありまして、よく局あつて省な

し、省あつて政府なしということがいろいろな方面から指摘されております。これから二十一世紀の社会に向かつていろいろ問題が山積してあります。国家全体のために何がいいのか、一省庁にとらわれないで国全体としてどういふことが必要かという基本姿勢を示したために私は省益よりも国益優先という表現を使つたわけでありまして、ある場合には省のために一生懸命やるのが当然

国益につながつてまいります。またある場合には、一役所の考へたこととほかの役所の考へ方とが全く相反する場合もあります。そういう場合にはいろいろ調整が必要でありましよう。そういう場合も国全体のためにどういふことがいかにという視点を持つて当たりたという表現が省益よりも国益優先という形になつたものでありまして、それを一々、省益は国益じゃないか、それはけしからぬと言われましても、まあ私の政治姿勢の端的な表現として御了解いただければと思つております。

○阿部(未)委員 内閣一体の原理からいいますと、内閣は連帯して責任を負ふという立場から考へましても、私は国益がすなわち全体の益であり、それぞれの省庁に省益というやうなものがあ

ると私は思わぬわけですね。だから、具体的に郵政省の省益とはどういうものかというものが省益であつて、国益とはどういうものかというものが国益なのか、もう少し明確に分けて区分して話を聞きたいのです。

しかし、残念ながら時間がありませんから申し上げますけれども、私は、あなたの視点に欠けておるものは、国益というよりも国民の利益、国民の利益こそ国益である、そう考へております。対外交上国益という言葉は使われますけれども、真の国益とは、国民の利益がすなわち国益である。したがつて、それが省庁のためにどうあろうと何がどうあろうと、結果的には内閣が一体になつて国民の利益を守つていく、国民の利益になることをする、それが国益だと私は思つてゐるのです。

それをあなたが、国益があつて省益があつて地方益があつて、あなたこそおっしゃいますけれども、あなたの概念の中には、内閣一体の原則が全然でき上がつていない、それから国民の利益という視点が全然欠けて、国益だとか省益だとかいうところにとらわれ過ぎておる。私は、国益は国民の利益がすなわち国益である、こう思つてゐますが、どうですか。

○小泉國務大臣 国益とは国民全体の利益のことでありま。

○阿部(未)委員 そだけ私と一致しました。国益は国民全体の利益である。その下に内閣一体の中で省益などというものがあつて僕は思つておりません。思つておられますが、あなたには言い分があるのではありませんか、いづれまたこれからしばしば議論する機会がありましよう。

時間がなくなりましたが、官業は民業の補充に徹すべきである、こういうことをあなたはおっしゃられました。この官業は民業の補充に徹すべきなどというの、かつて臨調のときに、貯金が非常に郵便貯金にシフトするということで、金融の分野における官業のあり方というやうな懇談会をつくりましたよね。中曽根さんがお茶飲みの会をつくつたわけですよ。これはそのときに出てきた

言葉なんです。

しかし私は、結論だけ言いますけれども、官業が利用者の国民の利益にいいのかという事は、それがあって、官のやる方が国民の利益によければ官がやればいいのであって、民がやる方がよければ民がやればいいのであって、民業を圧迫するからとか民業の利益を侵害するからといって国民の利益がなおざりにされてはならない。あくまでも原則は、官であろうと民であろうと国民の利益を守っているのか、国民の利便に供されているのかどうか、そのことが官民を分けるときの基本だと私は思います。どうですか。

○小泉國務大臣 官業でなければできない仕事もあると思います。また、官でなくても民間でできる仕事もあると思います。いずれにしても、これから自由経済を発展させるために、私の基本姿勢として、官業は民業の補完であるべきだという考えには変わりありません。

○阿部(末)委員 最後に、そのままで切られては私も困りますから、私は、あくまでも国民利用者の利益を守り、利便を守るために官がやるのがいいのか、民がやるのがいいかという選択があるべきであって、民業を圧迫してはいかぬとか、あるいは、官よりも民がやることは民がやって官はやらぬでいいのだとか、そういう基準で物を判断するのは私は間違いだと思っておりますから、参考までに申し上げておきます。

大臣の答弁でなかなか暇が要つたものですが、残念ながら時間がなくなりました。せつたつきようは放送協会並びに民放の皆さん、おいでをいただいて恐縮でございますが、最後に一つだけ。

結局、民放連の調査委員会が出された結論、これは立派なものだと思いますし、NHKの方も十分調査をされております。ただ、再発を防ぐということとは、一遍あつたことを二遍やらないということであつて、三遍も四遍もやったらこれは再発を防ぐことにならないのです。そこだけは十分注

意をして、その原因が視聴率を高めよとかいうところに置かれておることについても思いをいたされておるようですから、もう今度は繰り返さないように、二遍も三遍もあることは再発を防止したことになりません。再発防止というのは一遍あつたら次はない、これが再発の防止だということに思いをいたして、先ほど来議論がありましたように国民文化の担い手でもありますから、ぜひひとつ頑張ってもらいたいと思います。

○亀井委員長 次に、石田祝徳君。

○石田祝徳委員 参考人の四名の皆様、大変御苦労さまでございます。いろいろとこれから質問をさせていただきます。御無礼がありましたら平に御容赦をいただきたいと思ひます。

今回、いわゆるやらせ問題ということであつて、ただいっていると思ひます。そのことで、私のマスコミに対する若干の所見をまず述べさせていただきます。そして、それから質問をさせていただきます。

私は、自分が大学院のときに若干マスコミ論等を勉強した関係で、真実と事実というものの違い、これはやはり、マスコミの業界にいらつしやる方、テレビ界または言論界、活字の方を通して常にこれは自戒をしなければならぬものではないか。それが一つの事実だとしても、またそれは切り取られた事実でありますし、また全体が、それが本当に真実をあらわしているかどうか、これは本当に、ある意味で言えば最後の最後までわからないのじゃないかと私は思ひます。そういう意味で、真実と事実、これはやはり近づける努力を常にみずから心に戒めながらやらないと必ずこれは乖離をしていく、その開きは大きくなる一方だということを、私はそのとき非常に感じました。ですから、質問の前に、この点はNHKの皆様また民放連の皆様もぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

それから、私は、基本的には言論への政治の介入はすべきではない、このように思つておりま

す。ですから、本来でありましたら、きょうこういう形で来ていただくのがいいのかわるか、これは私はわかりませんが、せつたく来ていただけたらいいことになりましたので、それらの点を、私の考えも踏まえまして、これからる御質問をさせていただきます。

今回、特にNHKの方を先にお聞きをしたいのですが、「奥ヒマラヤ 禁断の王国・ムスタン」、正直私は見ておりませんでした。ですから、改めて今回、こういうことになりました。参考人として会長も来ていただきますよ、こういうことになったときに、お願いをしましてビデオを見ました。私は、正直申し上げて、今までテレビカメラが入っていない、またそういうところで我々の知らない社会、また異なる文化、価値観に基づく社会があるということに非常に新鮮な驚きも実は感じました。しかし、私が去年の九月に、また十月の時点で見ておたら正直に素直に本当に思えたのでしようけれども、実はいろいろ報道がされた後でしので、どうしても目が行ってしまひます。そこかなど、どうしても目が行ってしまひます。そうすると、どうしてもそういう目で見てしまひがちになりますので、正直言ひまして、関西弁で言うところ、ほんまかいな、こういうことを実は思つたんです。これは「禁断の王国・ムスタン」を見させていただいての私の感想であります。

そして、そういう報道があつた直後に、これもNHKの番組で見たんですけれども、南極のペンギンの越冬して子育てをするという番組がございまして、私も実際それを見ていまして、これもやらせとちゃうかな、だけれども、ペンギンにやらせるといふことはないだろうな、そういうことも正直思つたりしまして、一つそういうことが起こつたがゆえに、その番組だけではなくてほかの番組にも同じことはありやしないか、こういうことが実は私は一番危惧されることではないかと思ひます。

ですから、これが例えばドキュメンタリー番組だとか——ドラマでありましたらこれは問題ござ

いせん。ドキュメンタリーは問題ないと言つたらこれは語弊がありますけれども、これが広がつていって、例えばニュース、報道番組、さらにまたいろいろな各種番組で使われる数字、そういうものにも、これは本当かな、いわゆる操作した数字を使つておるんじゃないか、こういうふうな思われたら、これはもう取り返しのつかないことになるんじゃないか。ですから、一つの今回のことによつて今まで築き上げられてきたそういう信頼というものが大きく崩れ去りはしないか、そういうことを私は非常に心配をいたします。そういう点でこれから若干質問をさせていただきます。

まず第一点は、今回ビデオを見ましたときに、一九七七年から十一年間このムスタンに入国を希望してコンタクトをとつておつた。そして昨年一月にネパール政府と交渉を開始、そして五月に世界で初、テレビ撮影が許可された。そのときに私が見たビデオの中でこういうふうなナレーションが入つておりました。ネパールとの友好関係をベースに入国を許可された、こういうくだりがございまして。ということとは、今回の問題は、いわゆるネパールとの友好関係にもひびをいれかねないのじゃないか。友好関係のあるがゆえに、NHKが世界の多数の放送局の中で初めて入つた、日本の放送協会として初めて入つた。逆に今回のことで外交の上でもひびを入れたらいいか。

これはオオカミの問題でもそうであります。このオオカミの問題も、日本とネパールの友好のために日本に運ばないかということ運んだというふうにも聞いておりますが、この点、会長としてどのようにお考えでしょうか。

○川口参考人 私どももそのことを一番懸念をいたしました。日本とネパールということでは言いますと、この番組が一つの契機になつて友好関係が成立する、もつとよくなるというふうなこともあろうかと思つていただけに、これが逆転してかえつて不信感を高める、ネパールの方々に、日本は、日本人は信用できないというふうな言われたら、これは本当に困つた国際上の問題であらう

というふうな思いました。

今回のことがわかってからネパールの方には陳謝をいたしまして、現在のところ向こうの方もわかったというふうな回答をしてくれておりますけれども、今後とも私どもはネパールとの親善関係をさらに深めるべく努力をしてまいろうと思っております。

○石田(祝)委員 それでは、具体的にどのようなことをお考えなのか、今お考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

○川口参考人 当然のことながら、いわゆる口頭または文書による、私どもの中にネパールとの親善を傷つけるような意図は全くなかったということとをきちんと先方にお話しをして、御納得をいただきたい、さらには番組の方でも、もし許されるならば、新たな体制、新たな考え方で番組をつくることもやってもいいというふうな思っております。

○石田(祝)委員 ちょっと質問が、予定したのが順番が違いましたので、改めて質問いたしますが、これはNHKと民放と郵政省にお伺いをします。

いわゆるやらせということについて、どのようにその定義を考えていらっしゃるのか。順番は結構ですが、それぞれお答えをいただきたいと思っております。

○木下(豊)政府委員 放送法にはやらせという言葉はないわけでございます。放送法の中で申し上げますと、放送番組の編集に当たりましては、「報道は事実をまげないですること」という規定がございますので、この規定に基づいて私どもは判断をしているところでございます。

○川口参考人 いわゆるやらせという言葉が大変大きな流行語のようになりましてけれども、私どもは、例えば事実と異なるとか表現が行き過ぎたというふうな分類をいたしまして、この問題を定義いたしております。

ただ、今回の反省点の一つとして、過剰な演出、それから許される再現という問題がございます。

先ほど先生おっしゃいましたように、事実と真実とは何だということになりますと、事実をそのまま描いたらそれが真実を追求したことになるのか、あるいは、何らかの表現をやったことによつて真実に迫ることができればそれは真実追求の手段として許されるんじゃないか、そういうドキュメンタリー論もございまして。したがって、これが十分な議論が行われないままに個々の制作者の判断に任せきりになってしまったところがあるんじゃないかというぐあいになってまいりました。このような問題につきましては、今後放送現場の倫理に関する委員会というものを設けて、十分に現場的に討議をしていきたいと思っております。

○松澤参考人 民放連の松澤でございます。

一口にやらせという言葉が使われるわけでございますが、中身は、演出あるいは事実の再現、あるいは誇張とか虚偽とか捏造とか、いろいろの言葉が考えられるわけでございます。テレビで画面をつくっていく場合にある程度避けられないものもあるかと思うわけでございまして、例えば写真撮影する場合に、もう一度握手してくださいますかという日常よくありますし、またテレビでも、おいしそうに食べてくれとか笑ってくださいますか、広い意味ではこれもやらせというのかもしれないが、こうしたことをすべてがこれ非難されておられるかというふうには思わないわけでございます。この報道とかドキュメンタリー、本質的な部分のやらせと、日常行われます演出上の問題、この辺は区別して考えていかなければというふうな思っております。そうしたドキュメンタリー番組あたりで、本質に触れる部分を捏造したものと、事実をもとに再現してもらった場合など、いろいろあるかと思っております。

だから、どういふ場合にそれが許され、またどのような場合は許されないのか、じゃあどこにそういう線を引きんだ、この辺が大変難しいところでございますので、この機会にこうした点を十分掘

り下げてみる必要があろうというふうに私どもも考えておるところでございます。何よりもニュース、ドキュメンタリーは事実を伝えるということが基本だろうと思っております。その事実を伝えるということとを基本に検討を行いますが、何らかの目安と申しますか、指針というものがそこで生まれるばというふうな思っております。

やらせについては、何が悪いのかを明確にしておかないと、やらせをやめようというだけではなかなかこの問題は解決しないのではないかと、そういうふうな思っております。

○石田(祝)委員 郵政省、NHK、民放連、それぞれお伺いをしましたけれども、郵政省はやらせという定義はない、これはまさしくそのとおりであります、そういうのがあったら大ごとなわけですから。

ちょっとお聞きをしましたが、やらせということも、巷間これはもう一つの価値を持った言葉になりました。いわゆる過剰演出とかそういう言葉でくれない、やらせという言葉で、もうマイナスのレッテルが張られるような言葉になってしまいました。これは非常に残念なことかもしれません。やらせは放送の送り手の方がある意図を持って、真実を真実ではないところに誘導する、そういう意図を持ってやったことになろうかと私は思っています。ですから、これは定義を決めることがいいのかわかりませんが、やらせも、やはりある一定の考え方というものを明確に打ち出していかないと、これは演出自体がどんどんやらせだ、やらせだということでも、もう本当のニュース番組しか提供できなくなるんじゃないか、こういうふうなおそれも出てくるんじゃないかと私は思います。

ですから、このところは同じ放送業者として民放もNHKともに、ちょっとそのあたりに御自分たちで整理をされて発表されるようなお考えがあるかどうかだけ、どちらからでも構いませんが、お伺いしたいと思っております。

○川口参考人 今回の問題が起りましたから、

私どもも直ちにその作業にかかっております。それで、番組制作者の中には、先ほど申し上げましたが、毅然とした制作者の倫理がなければいけないと思うのですが、そういうものがありまして、いざ表現をするという場合にはいろいろの問題に達着いたします。そういういろいろな問題をできるだけ具体的に示す必要があるのじゃないかということ、NHKでは今、放送番組制作基準ハンドブックというのをつくりまして、その中に幾つかの点を実例を入れながら、はっきりした制作者の倫理基準の道しるべにしたい、このように思っております。

○桑田参考人 冒頭に先生がおっしゃいましたように、ドキュメンタリーの場合、事実を再構成して真実に迫っていくという場合に、例えば握手してくださいますか、あるいはどこか歩いていったという場面を再現するとき、それが真実に迫ろう、事実があらば私はいこうと思うのですけれども、それをやらせはこまえていいんだという許容範囲を決めていくというこれからの検討方法は私はとらない、とってはならないと思っております。逆に、ドキュメンタリーを再構成する場合、できるだけやらせの範囲を狭くして、真実に近づいていくという努力をマスコミ人としてやらなければならない。

そのために、理屈ばかり言っていてもらちが明きませんので、民放連といたしましては、この問題が起った以降、社団法人であります番組制作者の団体、ATP、いわゆる全日本テレビ番組制作者連盟から民放連事務局の窓口がいろいろお話を伺いまして、そのいろいろな具体的な指針を今検討中でございます。そしてその検討をもとに、NHKの側とさらに協議をして新しい対応策を構築していきたい、かように存じております。

○石田(祝)委員 続きまして、これは川口参考人にお伺いしたいのですが、放送法第四条それから第四条の二項、これについて内容を御存じでしょうか。

○川口参考人 「真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から二週間以内に請求があつたとき」は、放送事業者は、遅滞なくその訂正放送をしないという条件だと思ひます。

○石田(祝)委員 それは第四条の一項でありまして、二項は「放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様」であります。ですから、直接関係人から請求があつたなしではなくて、事実を知つた日から二日以内に訂正放送をしないという条件、こういうことではありません。

NHKとして今回の「ムスタン王国」の訂正放送をされたのはいつですか。

○川口参考人 確認ができておりました。

二月四日の夜でございます。

○石田(祝)委員 そういたしますと、この放送法に載っているように、逆に言う、「真実でない事項を発見した」のは、二月二日ということですか。

○川口参考人 二月二日に新聞からそういう連絡がありまして、私も、直ちにその指摘された幾つかの事項について調査をしました。六つについては明らかに事実と違うということがわかりましたので、二日以内ということで四日に放送したわけでございます。

○石田(祝)委員 私は、ずっと一連の新聞報道等から時系列的にいろいろな出来事を追って全部書き上げてみました。そういたしますと、九月三十日に第一回放送、十月一日に第二回放送、そして十月下旬ごろ、ある新聞によれば十月二十六日ごろというふうに書いておられますけれども、同行したスタッフから内容についての疑問が担当部長に出されておつた、こういうことが言われておりますけれども、そのことは御存じでしょうか。

○川口参考人 知っております。

担当のチーフディレクターに、放送内容が事実と反するではないかという抗議をいたしました。それは報告を受けましたチーフプロデューサー、これは管理者でありましたけれども、それと部長は、十月下旬にその事情を聞きまして、そして、その事の重大性を認識するに至らないで、総編集ではコメントを直さなければいけないのではないかとこの判断をして、十二月三十一日に再放送したというところでございます。

○石田(祝)委員 十二月三十一日に、朝七時十五分から七十五分間、総編集を放送しております。その際に、いわゆる問題部分をカットして再編集をしたということにいろいろ報道記事を読むとなつておりますけれども、会長、参考人御自身は、カットしたのは単なる編集上の問題であつて、特に問題部分があつたから外したとかそういうことではない、ですから、外されている部分に、この総編集でカットされた部分に今回問題になつた部分はなかつた、単なる、時間を縮めるためだけのものではあつた、こういうふうにお考えでしょうか。

○川口参考人 決してそういうふうにお考えしておりません。つまり、スタッフの中からそういう抗議が出て、チーフプロデューサーもしくは部長がその内容を検討した、その段階で事の重要性に気がつくべきであつたと思ひます。それを、重要性に気がつかないで、重大さに気がつかないで、結果としては、一部コメントを直した、あるいは問題のあつた箇所をカットしたりすること、総編集を流せばいいというふうにお考えなことは、非常に大きな誤りでありまして、これについては、管理責任を問われても、私は仕方がないと思ひます。

○石田(祝)委員 そういたしますと、この部分がまさしく問題があつてカットをした。問題があるということをお認めしておつたけれども、カットすればいいだろう。ですから、訂正放送するという考えは全くなかつたわけですね。

それで、二月三日の二時に川口会長は記者会見

で陳謝をされて、こういうふうに行われているというふうにお聞きしております。放送前に修正が可能だつた、こういうコメントが出ておりましたけれども、これはそういうことをおしやいましたか。二月三日の二時の記者会見で、内容についてだと思ひますが、放送前に修正が可能だつた。

○川口参考人 確実にそのような言葉で申し上げたかどうかは記憶にありませんが、少なくとも総編集を放送する前の段階で以上の事実がわかつていたわけですから、それは何らかの措置を施すべきであつた。そこがつまり素通りにされて、チェック不能のままで再放送も出たということについて申し上げたいと思ひます。

○石田(祝)委員 そういたしますと、二月二日以前にはやはり真実でない事項があつたということをお認めをされておつたのではありませんか。

○川口参考人 先ほども申し上げましたけれども、私が知つたのは二月二日の夕方でございます。

○石田(祝)委員 これは、私は非常に大事な問題だと思ひます。それは、NHKとして知つておつたかどうかということが、会長個人まで知つておつたかどうかというところが、承知しなかつたということになるのですか、そうすると、NHKの会長たる川口、私が知らないものはNHKとしては知らないんだ、ですから、放送事業者としての真実について、この事項は、まだ私が知らない限りは知らない、こういうことでしょうか。

○川口参考人 そうは申し上げておりません。NHKの番組は、やはり最先端のチーフプロデューサーあるいは部長というところが全体の編集の権限、責任を持っておりますから、その段階でやはりNHKとしての対応を決めるべきであつたと思ひます。

○石田(祝)委員 そういたしますと、私は率直な感じとして、これは放送法違反ではないか。この第四条第二項の「真実でない事項を発見したとき」、これはやはりもうちょっと手前の時期が実はそうであつて、少なくとも十二月三十一日の放

送をされる前にこれは訂正をして、そしてそれに引き続いて再放送されるなり編集をされた番組を放送すべきではなかつたか、私はこのように思ひます。

これについてはもうこれ以上申し上げませんけれども、とにかく組織としてのNHKということでありましたら、これは担当部長が知つていたというところは、担当部長は多分管理職だろうと私は思ひますから、ある責任の一端、やはりNHKとして十月末の時点で組織としては知つておつたと言われてもやむを得ないのではないかと、私はそのように判断をせざるを得ません。

それから、二月十七日のNHKのムスタン取材の調査報告がまゝありました。これは時間がございませぬので私は郵政省にお伺いをしたいのですが、郵政省、いろいろとおしやつております。

二月四日にNHKの会長が小泉大臣、森本事務次官に陳謝にいられた。そのときに事務次官は、事実関係が解明されてから処分を検討したい、こういう旨の御発言をされたというふうにお伺いしておりますけれども、まず、これは事実でしょうか。こういう発言があつたということは事実でしょうか。

○木下(昌)政府委員 確かに、会長が郵政省にお見えになつたのは事実でございます。その際の発言としていろいろ新聞に出ておりましたけれども、事務次官の発言等々をお伺いしますと、何らかの措置を講ぜざるを得ない。行政処分という明確な形で言つたとは聞いておりません。

○石田(祝)委員 十七日にもう結果が発表になりましたが、それに基づいて何らかのことをお考えになつていらつしやいますか。

○木下(昌)政府委員 私も、現在までに判明いたしましたNHKの検討調査結果については一通り伺つておるところでございます。さらにその中身について詳細について今事情を聴取いたしておりますので、その結果を受けましてから私どもとして必要な措置を講じていきたい、かように考えております。

○石田(祝)委員 もう時間がございませぬので、

最後に大臣にも聞こうと思いましたが、やはりこれはまずい。本来こういう場で、参考人の方に来ていただいて放送行政について大臣の、郵政省の責任者である大臣から答弁をいただきますと、これは最終回答になりますから、私はあえて求めませんけれども、NHKの会長さん、民放連の会長さんもお見えになっておりますので、こういうところへ出てこないようにぜひしてもらいたいと思うのです。NHKの予算で審議をするので来ていただくのは、これは前向きな部分もありそうですけれども、どうも後ろ向きな感じがしてなりません。しかし、これは現在放送業界なりマスコミ、マスメディア等が抱えておる大きな問題のあらわれであろうかとも思いますが、またこれから私の後にお二人の先生御質問されると思いますが、ひとつ大きな教訓としてぜひ生かしていただきたいというふうに私は思います。

○石田(祝)委員 それ以上私申し上げませんけれども、会長、これは結果責任というのがあると思えますよ。それは知りませんでしたと言つてばつと下を切つちやたら、それは終わります。一切そしたらトップに上げなければ、組織としては知りませんでした、ですから責任はございませんというところで終わつてしまふんじゃないか、こういう危惧もございまして、ぜひ今回の件は反省の上に新しい視点で放送をやつていただきたいと思ひます。

○菅野委員 一連の経過からはつきりしていることは、先にメディアミックスありきということではなかったのかというふうに私は思ふわけですが、千八百万もの契約も済ませて車は二月にはインドに入つていた。その後、取材地が変更される、つまり、企画の根本が変更されてもこの契約の方は継続をしていく。結果としてムスタンの取材には、これはヘリコプターと歩きで入つておりますから、一切車は使っていない。その間の二台の車はどうしていったか。カルカッタの港に置いてあつた。そして、ステッカーを張つた問題のシーンの撮影につきましては、ムスタンでの取材が全部完了した後に取材チームがカトマンズ経由でカルカッタに向かつて、車を引き取つて、そしてムスタンとは関係のないこのインド・ネパール国境地帯のビルガンジからカトマンズに通じる道路で行われたということですね。それで、ちよつと今もお話がありましたが、要らなくなった車一台はネパール観光省、一台はインド人のコーディネートターにチーフディレクターがまあおまゑにやろうというところで上げたというふうに私も聞いています。

が承認されましたのは平成四年の五月のことでございます。これに関するNHK関連団体の、いうところの二次利用計画、メディアミックス計画がつくられましたのは六月でございます。そして、この二次利用のビデオが自動車会社に販売されるということが確定しましたのは、放送終了後の十月でございます。私も企業が企画文書あるいは契約文書の日付をたどつた時間的な経緯は以上のようなものでございます。

○菅野委員 それは、車の走行シーンが必ずしも取材上必要でなかったのではないかとお尋ねでございますが、確かに、取材のために荷物を運搬してムスタンに入るといふことのために使つておりましたが、ネパールから出発するという状況、あるいは地理的な条件、気象条件といったようなものを土地柄として映像で描く、その導入部の風景の中で車の走行シーンを使つたということでございます。このシーン自体について私どもは特に広告の意味を持つようなものではないか、かように考へておるわけでございます。

会長 何かありましたら……。

○川口参考人 先ほどの、この事実を認識して訂正放送の日がおくれたのはNHKの怠慢ではないかという御質問について申し上げます。

このように、ムスタンの取材とは全く関係ない車の走行シーンがステッカーつきで番組では流れている。こういうことがあるわけですね。この走行シーンにつきまして調査委員会の報告では、番組構成上、ネパールとムスタンの地理的条件や気象条件を示すためにも導入部で必要なもの、こういうふうな報告になつておるんですね。しかし、こうした経過を見るなら、番組の内容とは全く関係なく、日産との契約があつたから車の走行シーンが必要になつたということではないかというふうに思ふわけですね。

○菅野委員 やはり御説明では納得いかないんですけれども、やはりメディアミックスという背景が相当大きいというふうに思ふわけですね。調査委員会の報告には、このメディアミックスについて慎重な対応をしていくという方向を打ち出されております。今回の番組については、このメディアミックスに対する職員の理解が不徹底ということの原因に挙げられておる。これでは何だか現場の職員が理解していないのが悪かつたということになるわけなんですけれども、私は、現場の職員の意識が問題なのではなくて、メディアミックスを追求してきた番組制作体制そのものが問題なのではないかという点を強く感じるわけですね。

○菅野委員 この「ムスタン」のスタッフは、とにかく番組をつくるためには金を集めなければならぬというところで必死になつておるわけですね。幾つかの出版社が、このNHKの「ムスタン」に協力を求められたというふうに出ておられます。一千万円出さないとかないうふうに言われた社もあると聞

最後には大臣にも聞こうと思いましたが、やはりこれはまずい。本来こういう場で、参考人の方に来ていただいて放送行政について大臣の、郵政省の責任者である大臣から答弁をいただきますと、これは最終回答になりますから、私はあえて求めませんけれども、NHKの会長さん、民放連の会長さんもお見えになっておりますので、こういうところへ出てこないようにぜひしてもらいたいと思うのです。NHKの予算で審議をするので来ていただくのは、これは前向きな部分もありそうですけれども、どうも後ろ向きな感じがしてなりません。しかし、これは現在放送業界なりマスコミ、マスメディア等が抱えておる大きな問題のあらわれであろうかとも思いますが、またこれから私の後にお二人の先生御質問されると思いますが、ひとつ大きな教訓としてぜひ生かしていただきたいというふうに私は思います。

○菅野委員 私NHKのムスタン取材に関する問題で伺いたいと思ふんです。既に御指摘の方もありましたけれども、今回の問題の根底にあるのはメディアミックスと視聴率競争という問題ではないかと思ふんです。まず具体的なことでお聞きしたいと思ふんですけれども、NHKクリエイティブの契約で走行シーンを撮影することになつておりました日産の二台の車ですね。これは、いつ日本を出てインドのカルカッタに陸揚げされたのか。その後ネパールに持つていつて撮影したのはいつか。そして現在はどうなつておるのか。このことをお伺いしたいと思ひます。

○堀井参考人 ムスタンの撮影に使用いたしました車は、平成四年の一月にレンタルをいたしました。これをインドに送りまして、インドの取材に使うべく送つたわけでございますが、その後インドの取材が困難な状況が生まれて、それをこのヒマラヤ・ムスタンの取材に転用いたしました。ただ、入管に手間取りまして、実際の撮影は取材期間の終わりに行つております。

その二台はレンタルしたものでございますが、その車を自後どうすべきかということについて、レンタル先の方から現地で処分してほしいという話がありましたので、一台はネパールに寄贈し、もう一台は現在インドに置いてあるという状況でございます。

○堀井参考人 時間経過的に申しますと、このヒマラヤ・ムスタンの「NHKスペシャル」の番組

きますし、これは出版界の常規外れの金額のようなんですけれども、そこへ行つたときにはNHKの一分間は電通で換算すれば四千万円に匹敵するんだ、だから一千万ぐらい安いんだというふうな話も出たやに聞いているわけなんです。

この件は確かに突出した面もあります。しかしやはり、NHKの番組提案票というものはメディアミックスの欄がありまして、番組提案の初期の段階から、メディアミックスがあるかないか、この有無をはっきりさせるという仕組みになっているわけなんです。これでは、金のかかる大型番組はメディアミックスで金を稼がないと提案が通らない、だから番組をつくらせてもらえないという意識が生まれても仕方がないのではないかなというふうに思うわけです。

しかも、ほんの数年前までは、NHKではメディアミックスを最優先にするようなことが実際にやられてきた。その後随分その辺は訂正されているやに聞いておりますけれども、しかし、より多額の外部資金を取つてくることが、その当時は能力がある、仕事ができるというふうな評価の基準になっていたというふうなことも聞いているわけです。

調査委員会、この方針が現場に理解されていなかったというふうな言っておりますけれども、メディアミックスへの方針に大きく変更があった、これを大きく変えたということが実際明確になつてなかつたのではないかと。管理者も含めてこの方針の変更は確信がなかつたのか、そうなのではないか。その背景には、穏便に事を進めたいという思いもあるのでしょうか、そういう弱点がこの場合、今回のこの「ムスタン」の問題で急浮上したのではないかなというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○川口参考人 メディアミックスについては先ほどもお答えしましたけれども、私は就任以来何回かにわたつて、このメディアミックスのあり方、いわゆる協業という形で関連団体との仕事の仕方は、幾つかの点で非常に大きな問題を含むか

ら、これは節度を持つてやること、そして、いずれ近いうちにこの問題については見直しをするということを言明してまいりました。そのことが行き届かないうちにこのことが起こつてしまつたわけですが、それは本当に残念でございます。

ただ、このメディアミックスという事柄について一つ考えられるのは、受信料体制だけではとてもNHKの将来は危ない、だから何とか副次収入を上げてNHKの体制を受信者に迷惑をかけないようにやつていこうという精神でありましたので、相当大幅にこのことについての傾斜が進んだということは申し上げられると思うのです。ですから、これは、今後折あるごとに私は是正をしていこうと思つております。

○菅野委員 今も会長がおっしゃられましたけれども、私も今度の事件を契機に少し調べてみたんです。おっしゃつていらっしゃるように、メディアミックスというのは受信料負担の軽減のためにというふうなことで推し進められてきた、そうおっしゃつておられたということのようですけれども、実際には、現実問題としてはそれほどこの方向向というのは、収入が入るといいますか、率直な話、もうかるものではなかつたのではないかなというふうに思うんです。

エンタープライズとかクリエイティブなどの関連団体というのは、アドバンスとしてメディアミックス権行使のための対価をNHKに前渡しをする、関連団体は前渡しした分以上にビデオ販売とか海外販売などで収益を上げるという仕組みになつていっているわけなんです。

しかし、実際にはNHK本体に前渡ししたアドバンス額を回収する、これはなかなか大変だつた。そして、NHKエンタープライズの赤字の大きな要因も、実はこのアドバンスの払い過ぎというところも言われているわけです。まして現在、パブルがはじけたということもありまして、メディアミックスによる収入というのはより厳しくなつていっている状況だと思つてわけです。ですから、結局、メディアミックス路線というのは当初もく

ろんだほど受信料軽減にも役に立っていないし、商業主義批判など、NHKの公共放送としての信頼、これを傷つけただけではないのかなというふうに思うわけです。

ですから、メディアミックスによるNHKグループ全体の収入などについて、国民とか視聴者には本当によくわかつておりません。それでNHK本体の予算、決算の中でも著作権料など副次収入としてばくつと大まかにあらわれるだけであるわけなんです。ですから、私、この際、メディアミックスによる収入構造なども明らかにした上で功罪をはつきりさせるべきではないかというふうに思うわけですが、この点の御見解はいかがでしょう。

○川口参考人 基本的には先生のおっしゃるとおりの方向で進めたいと思つております。ただ、メディアミックスの今後についてどう考へるかという問題がありまして、私どもはまず節度のある事業展開を行う。そのためにはどうすればいいのかがいいますと、協業推進委員会というのがあるのですが、これがもっと有効に機能するように、つまり番組制作とメディアミックス事業の分離を検証する、あるいはチェックする、そういうことをやらなければいけないと思つています。

それから、放送前の試写において検証作業を一層徹底する。つまり、メディアミックスのために番組制作が曲げられているということがないのか、そこはきちんと検証しなければいけない。そして、もしそういう疑いがあるならば、それは放送をしないというぐらいのことをやるべきではないかと思ひます。

それから、先ほどおっしゃいましたように、経営の指針というのが変わったわけなんです。私は既にもう一年半前から変わったことを言つておりますが、それを徹底していなかつたとおっしゃるのは全くそうであらうかと反省いたします。公共放送の職員としての正しい認識、それを研修させることにしたいと思ひます。

それから、このメディアミックスというやり方について申し上げますと、例えばメディアミックスというところで一番我々が範としたのは、BBCというイギリスの放送局があります。ここが、番組の成果を海外に販売するとか、あるいはビデオにするとか本にするとかいう形で相当大きな額になつていいますので、これは持っているやり方に少し感化されているのではないかと、私も思ひました。そして、もうひとつ私どもは、日本なりのあり方、そして、今日の現代の日本におけるメディアミックスのあり方という点について、細かい分析をし、検証をし、そしてきちんとした考え方を示して、それにのつとつて誤りなきを期したい、こう思つております。

○菅野委員 それで、今後こういう事件を起こさないようにということが大事だということになるわけですが、そこで、今回の事件を契機にチェック体制の強化ということが言われているわけなんです。

今度の問題でも、番組放送直後、十月下旬にも担当の部長には進言があつた。にもかかわらず、これが無視されて再放送が行われた。番組の試写の段階でも意見が出たというふうなことも聞いているわけなんですけれども、いずれにいたしましても、こうした経過を見るなら、上からのチェック体制の強化というよりも制作現場の職員の意見、これが正しく反映されない体制にこそ問題があつたのではないかな、ここにこそ深刻な教訓があるのではないかな。もっと風通しをよくして、上から押さえるのではなくして下からの意見が十分に上に届くというふうな方がむしろ重要なのではないかなと思ひます。

調査委員会の報告も出されました。NHKとしては信頼回復のために真剣に取り組んでいるというところだと思ひますけれども、同時に、この調査委員会の調査を含めてNHK内では、今回の事件で他のマスコミに情報を流したのはいくらだとか犯人捜しのことも行われていたかのような話も聞いているわけなんです。最初に報道した朝日の

私の記者会見について御指摘でございますが、私の真意は、今のようなり方で続いていくならば、再発防止のためにより効果的な方法を検討せざるを得なくなるのじやないかという趣旨で申し上げたのでございまして、いずれにしましても、放送番組の適正化は自主規制でやっていくということが基本でありまして、それを私どもは放送事

業者の皆さんに強く期待したいと思ひます。

○菅野委員 本場にやらせなどという言葉、やはりこういう嫌な言葉ですし、こういうことが起きないように、NHKそれから民放連の会長さん先頭に、ぜひ頑張ってくださいというのを心からお願ひ申し上げまして終わりたいと思ひます。

○亀井委員長 次に、中井治君。

○中井委員 大臣の所信も含めて、いわゆるNHKのやらせ問題に関連して質問したいと思ひますが、時間が足りませんので、大臣の方はこの間やりましたし、どうぞ、放送行政局長さんだけお残りをお願いできればありがたい、このように考えております。

局長にお尋ねをいたしますが、今回NHKがこういう調査結果を報告いたしました。これを受けて郵政省としてはどういう対応をおとりになるつもりか、お尋ねします。

○木下(昌)政府委員 お答えいたします。

調査結果につきまして、私も一通りの報告は受けているわけでございますが、さらに詳細に現在事情を聴取しているところでございまして、その結果を踏まえまして、これまでこの種問題に対してNHKがどう取り組んできたのか、あるいは今回の問題のまたらした影響でありますとか、あるいは再発防止に対して、真剣に取り組むというのをNHK会長も今る申し上げておられますが、その取り組み状況なども考慮しながら必要な措置を講じていきたい、かように思ふ次第でございます。

○中井委員 放送法では、もちろん報道の自由、表現の自由ありますからなかなか難しいことではあります、真実に反した番組、そういうのをつくらざるにこれは放送停止処分というのができるのですか、できないのですか。あるいはまた同時に、従来は大臣の厳重な注意、これが一番重たいようではありますが、番組の取り消し命令、こういったことができるのかどうか、お考えをお聞かせいただきます。

○木下(昌)政府委員 基本的な考え方は、先ほど申し上げましたように、放送事業者の自主規律というところでやっていくべきだというふうに思っております。

ただいま放送法の仕組みの話としてでございますが、放送法の三条の二におきまして、「報道は事実をまげないですること」という規定がございますので、これに反する、事実を曲げて報道をしたということであれば、この放送法違反ということに相なるわけでございまして、それで形式的にだけ申し上げますと、それが電波法七十六条において、この法律に違反した場合においては今おっしゃいましたような放送の電波の停波とかいうような行政処分を行うことが法律上は可能になっているところでございます。

しかしながら、冒頭申し上げましたように、やはり放送番組の適正化という点につきましては自律に基づくとすることを基本的な考え方としてやっていくべきであると思ひますので、そういう点でこの解釈適用につきましては慎重であるべきというふうに考えます。

○中井委員 私もやらせというのはどういう区別なり定義をすればいいか迷うところでありまして、マスコミ関係の方にいろいろ聞きますと、やらせなかつたら放送なんか一つもできないという過激なことをおっしゃる方も実はおられるわけでございまして、私もいろいろ取材を受け、テレビに映してもらうときにはしつちゅう、奥さんとお茶飲んどかいろい言われておりますから、どこからどうなんだということをきよう議論の中で判断をしたいと考えておたわけでありまして、NHKの会長、民放の会長を含めて、事実と異なるこういう今回の問題についての御認識をいただきます。私もこれ見させていたいただい、まあやらせというか、捏造とうそじやないか、そのように判断をいたしました。そういう番組ができ上がって放映されて、訂正放送はあつたけれども、また処分はなされたけれども、どうして番組をあつさり取り消してしまう、そこまでの対応をNHKみずからおやりにならなかったんですか。

○川口参考人 いわゆるやらせということですが、私、まずこのことについて一つのお話を申し上げたいと思ひます。

イギリスのBBC放送で……(中井委員「いや、考えたのか考えていなかったのかだけ、番組を取り消してしまふ」と呼ぶ)番組自体については、厳しい判断をしたということ、そのことを取り消しても意味がないと思つております。ですから、あのことにについてはそのような判断をしているということをお願いいたします。

取り消すということ、例えば放送自体がなかったことにするという意味でございましょうか。(中井委員「そうです」と呼ぶ)それは今のところ、放送はとにかくもう出てしまつておりますので、そのことについて私どもの調査結果、それからその考え方、対応策というふうなものを出せばいいのではないかと、そのように思つております。

○中井委員 それではもう一つお尋ねいたしますが、この調査報告をお聞きになつて——「NHKスペシャル」という番組、僕は実は見たことないんです。見たことないんですが、大変評判のいい価値の高いものだといふこのムスタン王国の何とかというのを、数千円かけてやる価値があつたのか、なかつたのか、ネパールのごく一部の。それはだれも行ったことないんじゃないかと、日本人の大半はほとんどネパールなんか一生行かないんです。それをわざわざこれだけのお金をかけて撮りに行く必要があつたのか、なかつたのか。そういう御判断、検討、それも十分おやりになつたのでしょうか。

○川口参考人 いわゆるドキュメンタリー番組というもののいろいろな種類がございましてけれども、例えばだれもなかなか行けないところ、そこをテレビで訪ねるというあり方はあつていい、特にムスタンのような今まではほとんどテレビの前にはその姿をさらしたことがないというところについては、そこにドキュメンタリーとしてやつていく価値は十分あつたと思つております。

○中井委員 もう一つ、この調査報告を見させていただきますと、いわゆる経理面からの報告が一つも出ていない。私も要求しているいろいろな数字を見させていただいて、NHKの内部の費用というのはいくらに使うのかと、かなり実は詳しく聞かせていただきました。

しかし、それだけ御説明いただいても、例えば日産の販売会社から二台のレンタルをした、そしてレンタルのお金はこれこれだ、こういうことは教えていただいたけれども、その車二台とも向こうでやつてきた、こんなことは言わない。レンタルというのとは返すんですから。それなのに何でこんな金額を払つたんだということも私どもは聞かせていただいていない。あるいは、クリエイティブとNHKの間でいろいろな契約がある。しかし、この契約外でフリーの写真家が一行行つていふ。この費用はだれが払っているんだ、全部これはNHKの中で払っている。こういうことについてもきちつと報告はない。

どうして経理面からの報告は出ていないのか。NHKはふだん経理のチェックというのはどの部門がやるのか。今度の緊急調査委員会の中にはその専門家が入つていらつしやるのか。そして、会長のところへこの経理面についてどういふ報告が行つたのか。今回の事件の経理面の報告は行つたのか。お聞かせをいただきます。

○川口参考人 経理については事実の調査と並行して進めております。ただ、細かい数字については、私よりも堀井の方が詳しいので、堀井君から御説明申し上げようと思つたわけでございまして、いづれにしても、お金の問題というのは非常に重要でありまして、これは受信料を直接使うわけですから、その大きさを我々は身にしみて感じなければいけないと思つております。

そういう意味で、経理についても克明な調査をし、もし不審なところがあれば、これは直ちにそのことについて厳密な処置をとるべきだと思つております。

○中井委員 私にはそれはちょっとおかしい。これだけ先ほどからいろいろな議論の中でメディアミックス路線についてのいろいろな御批判がある。そういう中で、番組についてのいろいろな調査はお聞かせをいただき、報告として出ている。しかし、経理面からのものがちつとも出てこない。まだ調査中だ。ネパールまで行ってやっておいて、自分のところの内部の経理についてやらない。それは調査が片手落ちではないでしょうか。

ついでに聞きますが、例えば、このチーフディレクターという方は平成三年の六月にNHKへ戻られた。そして、今日までまああの制作一本にかかっておった。間接費、どうだと言ったら、その方の間接費は一万分だ、百八十分だ、こう言われる。そうすると、この人はあと一年間ぐらい何をしておったんだらう。その人の間接費というのとはどこへ行っておるんだらう。私もわかっていません。そこらも含めて御調査をいただけるようにお願いを申し上げます。いつまでにやっていたらいいですか。

○川口参考人 先生も御存じかと思いますが、番組をつくるということは非常にいろいろなケースがありまして、例えば今のディレクターでありまして、クリエイティブのときにクリエイティブで仕事をしており、こちらにも移ってまいりまして、また、そのときからずっと継続していたもの、例えばインド取材であります、こういうものをずっと調査をし、それからその渡航に向かつて準備をしていた。これがいよいよ実現という段階で、向こうの政情不安からこれはできなくなつた。そして、前から並行して、十余年間と言つていますが、温めておったムスタンの方に切りかえたということ……(中井委員「済みませんが、お答えだけいただけますか」と呼ぶ) はい。

そういうわけで、一人のディレクターが必ずしも決まった本数を年内に何本制作しなければいけないというふうにも言えない。そういうふうなものも含めて、NHKというものが番組の創造に対してある程度の人的な、あるいは財政的な負担を

するのは当然ではないかと私は思っております。○中井委員 予算の審議にも非常に関係のあることであります。私どもも、NHKの内部の番組の制作費あるいはその人員の配置、こういうことについて勉強させていただく絶好の材料だと考えております。ぜひきちつとした経理報告をお出しをいただきたい。委員長にもお願いしておきます。

それから、先ほどからの御議論の中で、会長の方省のお言葉に、常識の欠如、思ひ上がりがあつた、私はそのとおりだ、このように思っています。それらを今後どういうふうなチェックしていくのか、お聞かせをいただきます。

○川口参考人 テレビをやる、制作をする者は、決してみずからが一般の人よりも高い位置にあるとかいうふうな思ひ上がりはないと思うのです。それが一番初めに持つべき制作者の心構えではないかと思うのです。そのことをまず研修の際に徹底的に私はやりたいと思います。それから後は、実際にチームの中に入っているいろいろな仕事を覚えていく段階できちんとした研修的なことが行われなければいけないと思うのです。それが、私に言わせると、少し現場研修というものが足らなかつた。現場研修の中で、単に技巧の問題じゃなくて精神の面を多く入れなければいけないと思つておりまして、そういうことからまず始めます。

○中井委員 聞かせていただければ、NHKは新人で研修をおやりになつて、二カ月研修はある。後は昇進試験も何もなしだ。そして昇進されたら、それはその場での研修が少しある、こういうふうな聞かせていただいております。大変な影響力を持つ方々でありますから、やはり常識、幅広い知識、こういうのを保持して報道していただく、このことが報道のレベルアップにもつながる、そして信頼にもつながると考えます。本場に、社会へ出て何の御苦労もしてない方が、マスコミということだけで大変な権威を持つて報道される。これは、テレビはもう本場に今国民に影響力があるわけでありまして、そういう意味で、NHKさんみぞ

ひそのことを認識していただいて、研修あるいは常識人としての当然の知識、行動、こういったものを備えつけるようにしていただきたいと思ひます。

同時に、民放連の会長さんにもお願いいたしますが、それぞれ各社違うのであります。ここらの常識人としての研修、規則等をいろいろと読ませていただきますと、差別用語を使つちやいかぬとか、性の問題についてはどう扱うとか、暴力団はどうだとか、いろいろなチェック機構が入つています。しかし、事実と反する報道をしちやだめよ、こういうふうなことを徹底的に教え込むというふうなことも何も書いてない。もう当たり前だ、みんなが事実を報道するだろう、こういう前提でお進めになつていくんじゃないか、こんな感じがいたします。

そういう意味で、民放の中においても、NHKといろいろと打ち合わせをして放送業界全体として対応を考えると行かれますが、その中にぜひそういう研修とか勉強とか、そういうものを取り入れていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○桑田参考人 おっしゃるとおりでございます。いろいろな管理体制、外枠をいかに整備いたしました。肝心の放送の実際に当たる放送マンの精神が空洞化しては何にもならないことは御指摘のとおりでございます。各社それぞれいろいろなやり方はあると存じますが、今回の、特に昨年以来、各社とも研修にいろいろなやり方、組み合わせ等を考へてやっております。またそういう方向についても、民放連といつたしましてもいろいろな面で訴へ、要請をしております。

○中井委員 私どもも、こういう問題が起こるたびに、あるいはいろいろなときに、番組の自身について当委員会等で議論するときに、報道の自由あるいは表現の自由、国会が余り口を出すべきことではない、このこと一番番を使うわけであり

同時に、それゆゑに自主的な規制、チェック、これを絶えず点検していただかなきゃならない、

このように思ひます。いろいろな規制やら内部のルールでチェック機構、十分ある、しかしそれが一向今回の場合でも、あるいはたゞ重なるやらせ事件でも働いていないというのは、やはりそのチェック機構の中にも、報道の自由、表現の自由、上司といえどもチェック機構といえども、チェックをしてはだめだ、こういう発想があるんじゃないか、私は心配をいたします。

チェックする人は外部からのチェックがないんだから、そして責任が重いんだからという形でもつときちつとチェックができる、そういう体制づくりが必要じゃないかと私は思ひますが、民放連の会長さん、いかがでございますか。

○桑田参考人 審査機能の充実という御指摘でございますが、そのとおりだと思います。したがつて、各社各局内の審査機能が十分に機能するように、言論の自由という雰囲気も必要でございます。自由と同時に、我々が過ちを繰り返してはみずから首を絞めるという、その自覚も大切であります。さらに、一社だけではなくて各局、例えばキー局でも五社間でいろいろな審査機能の意見交換、連絡会等も最近始めております。そういうあらゆる場を重ねまして、御指摘のようにみずからの首を絞めないように、言論の自由のために責任を果たすことを第一に考えていきたいと思つております。

○中井委員 会長、どうぞ。○川口参考人 おっしゃられた中で、現場の長の役目というものが非常に大事だということを私も痛感しております。つまりは、現場の長がどのようによ部下を把握し、そして番組の長がどのようによ過程を把握しているかということが、実はここ非常に大事になつてまいります。そういう現場段階の長の位置づけというのについて、私はさうに心してまいりたいと思ひます。現在、育成リーダーとか育成トレーナーというものにおきまして既にいろいろなことをやっているのですけれども、さらに責任を持った体制をつくり上げなければいけないと思つております。

○中井委員 もう一度お二人に御意見をお願い申し上げたいんですが、見ておりまして、いわゆる差別用語を使っていないかと、性の表現はどうだろうかとか、この広告が広告規定にどうなるだろうか、そういうチェックはかなりお進みになっているんじゃないか。

しかし、今回のような常識外れ、あるいは事実と違う、そういうことに対するチェックというのは本当に内部だけでおできになるのか、またおやりになる決意がおりなのか、そこを非常に心配いたします。私も外部から批判する、これはもう誠に憤まなきゃならない、こう思います。しかし、内部のチェックができないというところであるならば、大変な影響力を持つておる報道機関でありますから、公平な外部の機関というのでもどこかで議論をしなければならなくなってくる、そのことは大変な問題になる、そういう危機意識も私自身は持っております。

そういう意味で、もう一度お二人から御意見なり決意を承ります。

○川口参考人 先ほどちょっとお話をしかけてやめたんですが、BBCでこういうことがありました。「キティ アウシュヴィッツにかえる」という番組で、キティさんという六十年配の女性が、その昔アウシュヴィッツに捕らえられていた子供のころを、その現場に行つて思い出を語るという番組でございました。これは非常に迫力のある素晴らしい番組だった。

それをつくつたモーリーさんという人に私は直接聞いたんですが、これをつくるときに彼は三つのことをはっきりと自分に課したと言っているのです。一つは、向こうに行つて、その行動なりしゃべりたいこととかは全部キティさん自身の考え方に基づく。一切これ強要しない。それから二番目は、カメラは必ずキティさんの後ろにいる。前から撮つてやるようなことはしない。三番目は、キティさんの話す言葉をいわゆる携帯マイクなどで撮らないで、ロングで撮っているんですね。小さくても構わない、つぶやきでも構わない、

そうやってできるだけ主人公が自由にその場で考えることをピックアップしよう、そう思ったというんですね。

これなどは、いわゆる再現という形のドキュメンタリーですが、それぐらいのみずからに厳しい態度をとつて初めて本当の意味のドキュメンタリーができると思うのです。そういうことを私もこの前、全職員に話をしましたけれども、みずからの気持ちの切りかえ、こういう問題はやはり職員が一人一人そういうふうにならなければいけませんので、そのことを前提にして今後とも始めていきたい。より必要な組織とかあるいは機能とかいうものがあれば、それはその上に構築してまいりたい、このように思っております。

○桑田参考人 おつしやるとおり、このままの状態をいつまでも何回も繰り返せば、言論の自由を一番基本で支えるべき世論まで私たちは敵に回さなければならぬ。したがって、そういうことがないように最大の決意を持つて当たるべきだと思います。

私は、私事ながら、私の正月の社長のあいさつの中で、同じことを二度としてはそれは最後になるということを確認いたしました。そのつもりであります。

○中井委員 大変かたい、また報道の自由が侵されてはならないという面からの御決意を聞かせていただきましてから、私も、どういふふうになら今後反省が生かされるか見ていきたい、このように思います。

NHKの会長にお尋ねしますが、実は私どももこの委員会、たびたびいろいろな議論が出たこととございます。番組についても出たこととございます。しかし見ておりますと、余りNHKさん、一向変わらない。一過性になつてしまふんじゃないか、特にチェックというのはなかなかやりにくいのか、生きてこないのかという感じがいたします。

変な話ですが、あの朝の番組の「ひらり」というのを見ておりますと、朝御飯食べるところがし

よつちゆう出てくる。晩御飯食べるところ。あれ、NHKだけなんです。ね、まだ、いすがあつて、机があつて、三方に座る。家族が飯を食うときにあんな座り方せぬのですね。言うてることわかりますか。

チャンバラを見ていまして、土の上を走つていのにコンクリートの音がするとか、非常に、見ている人は勝手にわかつてくれるだろうという形で番組をおつくりになる。そういうのも本当はもう少しチェックすべきじゃないか。一つ一つが積み重なりだと思ふんですね。

あるいは大変恐縮ですが、ニュースキャスターさんという方、たくさんいらつしやる。これ非常に、まあおもしろいといえはあつたけれども、湾岸戦争のときなど、随分違うことを言うなと私は思いました。世界の常識から見ても、まあ政治的意見ですからいろいろあるでしょう。しかし、その間違つたことを後からたつて、あれはやはりうそだつたな、間違つたなと言つて

いるけれども、そのままニュースキャスターとして依然としてやつていらつしやる。私どもは、そういうのはなかなか難しいな、そういうところの責任というのはどこにあるんだろう、どこがチェックするんだろう、だれが判断するんだろう、こう思ふわけでありまして。

今回、NHKは調査をなさつて責任をおとりになられた。それはそれで結構でありますし、対応策を待っているわけです。しかし、私は、やはりこういうときにはあつさり番組を取り消す、こういうことを含めた思い切つた手法をとらないと、また繰り返しになるんじゃないか。そして、一時的な批判で、後はもう大きな機構ですから下まで行き届かない、大臣が厳重注意を何回しても、社長やらトップのところまでは厳重注意が行つて、それじゃ現場まで行つて、本当にどうしてこれをね返していくか、そういう研修やらやり直しが一回も行われていないんじゃないか、こんな感じを抱きます。

そういう意味で、たびたびと、二度と起こして

はならない、こういう御決意でございますので、次のやり直しを、あるいは手直しを私どもも見させていただきますけれども、重ねて、そういう意味で、大きな組織、どういふふうにならざるんだ、こういうことを含めて、お答えを賜ります。

○川口参考人 今おつしやいました事実が私どもには非常に重く響くのですが、例えば、昭和二十八年から三十八年十年間の演出と現在のテレビのやり方は違わなければいけないと思うのです。それは、見ている人がいろんなことを御存じだ。いわゆるやらせのことをやつても、それは軽く見逃かされてしまうというふうな時代になつていながらもかわらず、番組制作者の意識がそこに届いてないということがあります。私は、現代の人たちに向かつて一番納得できる、説得性のある番組をつくるということが一番大事であらうと思つております。私以下職員の末端に至るまで、そういう意思を徹底して、御期待にこたえたいと思ひます。

○中井委員 ありがとうございます。

○亀井委員長 以上で質疑は終了いたしました。

○亀井委員長 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。小泉郵政大臣。

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案

（本号末尾に掲載）

○小泉国務大臣 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保するこ

との必要性が増大していることにかんがみ、電気通信業務並びに放送及び有線放送の役務の利用に關する身体障害者の利便の増進を図るため、当該利便の増進に著しく寄与する通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、通信・放送役務、通信・放送身体障害者利用円滑化事業等の定義をいたしております。

第二に、郵政大臣は、通信・放送役務の利用に關する身体障害者の利便の増進に關する基本的な方向及び通信・放送身体障害者利用円滑化事業の内容等について基本方針を定めることといたしております。

第三に、通信・放送機構の業務として、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に充てるための助成金の交付、郵政大臣及び大蔵大臣が指定する金融機関が行う通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金の貸し付けについての利子補給金の支給、通信・放送身体障害者利用円滑化事業に關する情報の提供等の業務を追加することといたしております。

その他所要の規定の整備を図ることといたしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○亀井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三分散会

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に關する法律案

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に關する法律

(目的)

第一条 この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に關する身体障害者の利便の増進を図り、もつて情報化の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「通信・放送役務」とは、電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）並びに放送（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第一号に規定する放送をいう。以下同じ。）及び有線放送（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線放送をいう。以下同じ。）の役務をいう。

2 この法律において「解説番組」とは、テレビジョン放送（放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）において送られる映像を視覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であつて、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン音声多重放送（同法第三条の二第四項に規定するテレビジョン音声多重放送をいう。）の放送番組であるものをいう。

3 この法律において「字幕番組」とは、テレビジョン放送において送られる音声その他の音響を文字又は図形により聴覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であつて、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテ

レビジョン文字多重放送（放送法第三条の二第四項に規定するテレビジョン文字多重放送をいう。）の放送番組であるものをいう。

4 この法律において「通信・放送身体障害者利用円滑化事業」とは、次に掲げる業務を行う事業であつて、身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある者が当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにするためのもので、身体障害者の利便の増進に著しく寄与するものをいう。

一 通信・放送役務を提供し、又は開発する業務

二 通信・放送役務を提供するための電気通信設備に付随する工作物を設置する業務

三 解説番組、字幕番組その他の放送又は有線放送の放送番組を制作する業務

(基本方針)

第三条 郵政大臣は、通信・放送役務の利用に關する身体障害者の利便の増進を図るため、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に關する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 通信・放送役務の利用に關する身体障害者の利便の増進に關する基本的な方向

二 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の内容に關する事項

三 その他通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に際し配慮すべき重要事項

3 郵政大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生大臣、通商産業大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

4 郵政大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

二 郵政大臣及び大蔵大臣が指定する金融機関が行う通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金の貸付けについて、当該金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

三 通信・放送身体障害者利用円滑化事業に關し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

四 前三号の業務に附帶する業務を行うこと。

(業務の委託等)

第五条 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第二号に掲げる業務利子補給金の支給の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「郵政大臣（研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣）」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その

委託を受けた業務に関し業務の状況」と読み替えるものとする。

(機構法等の適用等)

第六条 第四条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（以下「障害者利用円滑化法」という。）第四条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「障害者利用円滑化金融関連業務」という。）と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は障害者利用円滑化金融関連業務」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は障害者利用円滑化法」と、機構法第四十三条第一項中「次の場合」とあるのは「次の場合（障害者利用円滑化金融関連業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするときを除く。）」と、同条第二項中「次の場合」とあるのは「次の場合（障害者利用円滑化法第四条に規定する業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするときを除く。）」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び障害者利用円滑化法第四条」とする。

2 第四条の規定により機構の業務が行われる場合の機構の財務及び会計に関する事項については、機構法に規定するもののほか、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）の規定の適用があるものとする。この場合において、通信・放送開発法第十条中「第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」とあるのは「第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」並びに身体障害

害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律第四条に規定する業務」とし、通信・放送開発法第十一条の規定により読み替えて適用される機構法の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる

機構法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を通信・放送開発法第十一条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第三十一条	研究開発出資業務	研究開発出資業務又は金融関連業務	研究開発出資業務又は両金融関連業務（金融関連業務及び身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（以下「障害者利用円滑化法」という。）第四条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）をいう。以下同じ。）
第三十二条、第三十五条及び第三十八条	研究開発出資業務	研究開発出資業務又は金融関連業務	研究開発出資業務又は両金融関連業務
第三十八条	この法律	この法律及び通信・放送開発法	この法律、通信・放送開発法及び障害者利用円滑化法
第四十二条第一項	及び一般勘定	通信・放送開発法第六條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに「債務保証等業務」というに係る勘定並びに一般勘定	通信・放送開発法第六條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに障害者利用円滑化法第四条に規定する業務（以下「両利子補給等業務」という。）に係る勘定並びに一般勘定
第四十二条第二項	及び一般勘定	債務保証等業務に係る勘定及び一般勘定	両利子補給等業務に係る勘定及び一般勘定
第四十三条第一項	次の場合	次の場合（金融関連業務に係る第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の規定による認可又は第三十二条第一項の規定による承認をしようとするときを除く。）	次の場合（両金融関連業務に係る第三十一条若しくは第三十五条第一項の規定による認可又は第三十二条第一項の規定による承認をしようとするときを除く。）
第四十三条第二項	次の場合	次の場合（通信・放送開発法第六條第一項に規定する業務に係る第二十九条第一項又は第三十一条の規定による認可をしようとするときを除く。）	次の場合（通信・放送開発法第六條第一項に規定する業務及び障害者利用円滑化法第四条に規定する業務に係る第三十一条の規定による認可をしようとするときを除く。）

（資金の確保等）
第七条 政府は、通信・放送身体障害者利用円滑

化事業の実施に必要な資金の確保又はその融通

2 郵政大臣（第四條第二号に掲げる業務については、郵政大臣及び大蔵大臣）は、同条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮を行うものとする。

（罰則）

第八条 第五條第四項において準用する機構法第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（衛星放送受信対策基金に関する特例）

第三条 機構は、機構法附則第七條第一項の規定にかかわらず、衛星放送受信対策基金の運用によつて生じた利益の一部をあらかじめ郵政大臣及び大蔵大臣の承認を受けた範囲内において第四條第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に必要な経費の一部に充てることができる。

（郵政省設置法の一部改正）

第四条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。
第四條中第七十二号を第七十三号とし、第六十八号から第七十一号までを一號ずつ繰り下げ、第六十七号の次に次の一號を加える。
六十八 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第 号）の施行に関する事。

第五條中第二十二號の二十三を第二十二號の二十四とし、第二十二號の二十から第二十二號の二十二までを一号ずつ繰り下げ、第二十二號の十九の次に次の一号を加える。

二十二の二十 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の定めるところに従い、基本方針を定めること。

第六條第五項中「第七十一號」を「第七十二號」に改め、同條第六項中「第六十八號」を「第六十九號」に、「第七十號及び第七十一號」を「第七十一號及び第七十二號」に改め、同條第八項中「第七十二號」を「第七十三號」に改める。

理 由

社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、通信・放送機構の業務に通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施を推進するために必要な業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成五年三月三日印刷

平成五年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K